



0023507-002

a 3 3 1 - 3 6

臨時物資需給調整法並關係法令

商工省総務局・編


時局法令社


上、下巻

再版

1 9 4 8

ADD





a 331  
36

# 臨時物資需給調整法並關係法令 下卷目次

(追記)

## ●「ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件」に基く命令關係

- 「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件……………(昭二〇、九 勅令第五四三號)……………七一
- 同件施行ニ關スル件……………(昭二〇、九 勅令第五四三號)……………七一
- 工場事業場、研究機關等の事業報告書等ニ關する件……………(昭二〇、一一 關、文、農、商、運令第一號)……………七二
- 研究所等の事業報告書の様式指定……………(昭二一、一一 關、文、農、商、運令第一號)……………七五
- 兵器、航空機等の生産制限に關する件……………(昭二〇、一一 商、文、農、運令第一號)……………八二
- 要求物資使用收用令……………(昭二〇、一一 勅令第六三五號)……………八三
- 同令施行規則……………(昭二〇、一一 關令第五六號)……………九〇
- 航空機等に關する措置に關する件……………(昭二〇、一一 商、文、運令第一號)……………一〇〇

目次

44T-66

二

- 國際的協定又は國際的契約の禁止等に関する件……………(昭二二、一 勅令第三三三號)……………一〇一
- 工場、事業場等の管理に関する件……………(昭二二、二 商、文令第一號)……………一〇七
- 絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件……………(昭二二、五 商令第一七號)……………一一三
- 絹織物及び絹メリヤス生地の検査及び蒐荷に関する件第一條の規定による絹織物及び絹メリヤス生地の検査についての指定……………(昭二二、五 商告第六一號)……………一一四
- 同件第一條但書の規定による検査を受けることのない絹織物の指定……………(昭二二、一一 商告第一一九號)……………一一五
- 鉛屑回収規則……………(昭二二、六 商令第二五號)……………一一五
- 同規則第二條の規定による会社指定……………(昭二二、六 商告第六九號)……………一一八
- 同規則第二條但書及び第三條但書の規定による指定……………(昭二二、七 商告第八二號)……………一一八
- 化學肥料の緊急増産に関する件……………(昭二二、六 商令第二六號)……………一一九
- 聯合軍將兵よりの物品買受等禁止に関する件……………(昭二二、七 内、司令第一號)……………一二二
- 造船關係の工場、事業場等の管理に関する件……………(昭二二、八 運令第三二號)……………一二三
- ベンゾールの使用制限に関する件……………(昭二二、一一 商令第四八號)……………一二九
- 指定施設等の使用制限に関する件……………(昭二二、一一 商、文、農、運、厚令第一號)……………一九〇

[道50]

〔道55〕

- 同件第一條の規定による指定……………(昭二二、二 商、文、運告第一號)……………一三二
- 重要物資在庫緊急調査令……………(昭二三、三 政令第六五號)……………一三四ノ八
- 同令第八條による證票の指定……………(昭二三、五 總、外、大、法、文、厚、農、商、運、運、勞告第一號)……………一三四ノ一七
- バイブ類臨時措置規則……………(昭二二、一一 商令第四九號)……………一三四ノ二〇

## ●食糧關係

- 食糧管理法……………(昭一七、二 法律第四〇號)……………一三五
- 同法施行令……………(昭一七、六 勅令第五九二號)……………一五一
- 同法施行規則……………(昭二二、一二 農令第一〇三號)……………一五六
- 同法の施行に関する件……………(昭二二、一二 農告第一九六號)……………一七四
- 同法第九條の規定に基き米穀の賣渡に関する件……………(昭二三、七 政令第一三一號)……………一八〇
- 同法第十二條の規定に基き主要食糧の輸入税の免除に関する件……………(昭二二、九 勅令第四一五號)……………一八二

目次

- 食糧緊急措置令……………(昭二一、二 勅令第八六號)……………一八九
- 同令施行規則……………(昭二一、二 農令第一〇號)……………一九二
- 主要食糧検査令……………(昭二三、六 政令第二二七號)……………二〇二
- 同令施行規則……………(昭二三、六 農令第四八號)……………二〇二
- 同令施行に關する件……………(昭二三、一 農告第二五一號)……………二〇二
- 同令施行規則第十一條第一項の規定による検査規  
格の指定……………(昭二三、六 農告第一三〇號)……………二〇二
- 食糧確保臨時措置法……………(昭二三、七 法律第一八二號)……………二〇二
- 同法施行令……………(昭二三、八 政令第二四七號)……………二〇二
- 同法附則第二項の規定による命令で定める委員會  
に關する件……………(昭二三、七 農令第五九號)……………二〇二
- 同法第三條第一項の規定による指定……………(昭二三、九 農告第一九九號)……………二〇二
- 同法施行令附則第三項の規定に基づく指定……………(昭二三、一〇 農告第二〇七號)……………二〇二
- 同……………(昭二三、一一 農告第二四〇號)……………二〇二
- 飲食營業臨時規整法……………(昭二四、五 法律第五二號)……………二〇二
- 同法施行規則……………(昭二四、五 農令第三四號)……………二〇二
- 同法の運用に關する件……………(昭二四、五 經訓第一九號)……………二〇二

●纖維關係

- 蠶絲業法施行令第五條の規定に基く桑園登録規則(昭二一、二 農令第七二號)……………二〇五
- 輸出生糸問屋許可規程……………(昭二三、六 農告第一一八號)……………二〇七
- 生糸販賣業者許可規程……………(昭二三、六 農告第一一九號)……………二〇九

●石炭關係

- 石炭山新坑開發助成金交付規則……………(昭一五、五 商令第二八號)……………二二三
- 臨時石炭鑛業管理法……………(昭二二、二 法律第二一九號)……………二三〇
- 同法施行規則……………(昭二三、四 商令第九號)……………二三〇
- 同法施行令……………(昭二三、五 政令第一一三號)……………二三〇
- 同法施行に伴い出願及び登録に關する事務の所掌  
官廳變更の件……………(昭二三、四 商告第三一號)……………二三〇
- 同法第十三條の規定による指定炭鑛の指定……………(昭二三、六 商告第六七號)……………二三〇
- 同……………(昭二三、一〇 商告第一二六號)……………二三〇

○同 右……………(昭二四、一 商告第一二號)……………二三〇ノ三八

○石炭鑛業權等臨時措置法……………(昭二三、七 法律第一五四號)……………二三〇ノ三九

○石炭鑛業權等臨時措置法施行規則……………(昭二三、七 商令第二六號)……………二三〇ノ五三

○加工亞炭の規格指定……………(昭二三、七 商告第八五號)……………二三〇ノ六九

○石炭鑛業等の損失の補てんに関する法律……………(昭二四、三 法律第一七號)……………二三〇ノ七一

○鑛山保安法……………(昭二四、五 法律第七〇號)……………二三〇ノ七五

○石炭鑛業に関する出願及び登録に関する事務の所管に関する件……………(昭二四、五 通産告第一號)……………二三〇ノ九五

### ●電氣關係

○電力需給調整要領……………(昭二三、九 經訓第一五號)……………二三一

○電氣需給調整規則……………(昭二二、一〇 總、商令第六號)……………二五五

○同規則第一條但書の規定による電氣の緊急使用制限の件……………(昭二二、一一 商告第八二號)……………二六二ノ二〇

○同規則による割當基準についての指定……………(昭二二、一一 總、商告第四號)……………二六二ノ二二

○同規則第二條の規定の一部施行に関する件……………(昭二二、一一 總、商令第七號)……………二六二ノ四一

○同規則第十二條第二號の規定による期間の指定……………(昭二二、一一 商告第八八號)……………二六二ノ四二

### ●物價統制關係

○物價統制令……………(昭五一、三 勅令第一一八號)……………二六三

○同令の一部施行期日の件……………(昭二二、三 勅令第一八二號)……………二七三

○同令施行規則……………(昭二二、三 大令第二五號)……………二七四

○同令施行規則第二條第二項の規定による許可申請書提出に関する特例の件……………(昭二三、八 物告第四八九號)……………二八二

○價格等に對する割増額の附加に関する規則……………(昭二三、二 物令第一〇號)……………二八二

○價格差益處理規則……………(昭二二、三 大令第二六號)……………二八四

○同規則第四條の差益指定……………(昭二二、七 大告第五三四號)……………二八八

○同規則第二條第一項の規定による經理方法の指定……………(昭二二、七 物告第三八三號)……………二八九

○同規則第二條第一項の差益の報告に関する件……………(昭二二、七 物告第三八五號)……………二九〇ノ一

○價格等表示規則……………(昭二二、三 大令第三八號)……………二九〇ノ四

○同規則第五條の規定による様式指定……………(昭二二、一二 物告第二四二號)……………二九〇ノ七

目次

○價格取締規則……………(昭二一、四 大令第五三號)……二九〇ノ一一

○價格査定規則……………(昭二二、四 閣令第一二號)……二九〇ノ一三

○價格査定委員會規程……………(昭二四、四 物告第一八八號)……二九〇ノ一六

○同規則第十一條但書の規定による指定……………(昭二二、四 物告第一四四號)……二九〇ノ一八

○同規則第十二條の規定による査定証拠の様式に關する件……………(昭二二、四 物告第一四八號)……二九〇ノ一八

○原價計算規則……………(昭二三、三 總令第一四號)……二九〇ノ二〇

○同規則第二條の規定による物品の指定……………(昭二三、五 物告第二五六號)……二九〇ノ七七

○同規則第二項の規定による期日指定の件……………(昭二四、三 物告第一五二號)……二九〇ノ八〇

●衛生關係

○有毒飲食物等取締令……………(昭二一、一 勅令第五二號)……二九一

○毒物劇物營業取締法……………(昭二二、二 法律第二〇六號)……二九二ノ一

○同法施行規則……………(昭二二、二 厚令第三八號)……二九二ノ六

○同法第二條第一項の規定による毒物及び劇物の指定……………(昭二二、二 厚令第三九號)……二九二ノ一〇

〔道54〕

〔道55〕

○同法第九條の規定による毒物及び劇物の指定並びに著色方法に關する件……………(昭二二、二 厚令第四〇號)……二九二ノ一五

○醫藥部外品等取締法……………(昭二二、二 法律第二三三號)……二九二ノ一六

○同法第四條の規定による化粧品の基準の指定……………(昭二三、三 厚告第一七號)……二九二ノ二〇

○食品衛生法……………(昭二二、二 法律第二三三號)……二九二ノ二〇

○同法施行規則……………(昭二三、七 厚令第二三號)……二九二ノ三三

○同法第七條及び第十條の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び基準の指定……………(昭二三、七 厚告第五四號)……二九二ノ五三

○同法施行規則第十七條の規定による食品衛生監視員養成施設の指定……………(昭二三、七 厚告第五五號)……二九二ノ六四

○麻薬取締法……………(昭二三、七 法律第一二三號)……二九二ノ六五

○同法施行規則……………(昭二三、七 厚令第二六號)……二九二ノ八五

○大麻取締法……………(昭二三、七 法律第一二四號)……二九二ノ九二

○同法施行規則……………(昭二三、七 厚、農令第一號)……二九二ノ九九

○麻薬取締法第五十二條及び大麻取締法第二十一條の規定による證票の様式……………(昭二三、一〇 厚告第八二號)……二九二ノ一〇四

○大麻取締法第二十二條の規定による栽培區域等の指定……………(昭二三、一二 厚、農告第一號)……二九二ノ一〇六



● 獨占禁壓關係

- 會社の解散の制限等の件……………(昭二〇、一一 勅令第六五七號)……………二九三
- 會社の解散の制限等に關する勅令の施行に關する件……………(昭二三、二 大令第一三三號)……………二九五
- 持株會社整理委員會令……………(昭二一、四 勅令第二三三號)……………三二一
- 同令施行規則……………(昭二一、八 閣、大、司令第一號)……………三三四
- 特許權の處分の制限等に關する件……………(昭二一、五 商令第二〇號)……………三四三
- 會社の證券保有制限等に關する件……………(昭二一、一 勅令第五六七號)……………三四五
- 同件の施行に關する件……………(昭二一、一 閣令第八三號)……………三五二ノ一二
- 同件第十五條第二項に規定する時の指定……………(昭二二、二 閣令第七號)……………三五二ノ三五
- 同件第二條第二號の施行に關する件……………(昭二二、二 勅令第四四號)……………三五二ノ三五
- 閉鎖機關令……………(昭二二、三 勅令第七四號)……………三五二ノ三六
- 閉鎖機關整理委員會令……………(昭二二、三 勅令第七五號)……………三五二ノ五九
- 同令施行規則……………(昭二二、三 大、司令第二號)……………三五二ノ六六

[追 55]

[追 60]

- 閉鎖機關令第十一條及び第二十八條の規定による未拂込株金等の拂込に關する件……………(昭二二、九 總、大、外、商、厚、司令)……………三五二ノ六九
- 閉鎖機關の退職手當金等利益の給付の制限等に關する件……………(昭二二、一 總、大、外、商、厚、司令)……………三五二ノ七二
- 閉鎖機關令第一條、第十一條、第十八條但書及び第二十八條の規定による閉鎖機關の債務の辨濟等に關する件……………(昭二二、一 總、大、外、商、厚、司令)……………三五二ノ七四
- 閉鎖機關のための特殊清算人のなす公告の方法に關する省令……………(昭二四、五 大令第三四號)……………三五二ノ八〇
- 閉鎖機關の債務の辨濟等に關する命令第四條第一項の規定による閉鎖機關指定……………(昭二四、六 大告第三四六號)……………三五三
- 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律……………(昭二二、四 法律第五四號)……………三五四ノ一
- 同法の適用除外に關する法律……………(昭二二、一 法律第三八號)……………三五四ノ三〇
- 同法の規定による認可申請及び届出に關する規則……………(昭二二、一〇 公取委規則第一號)……………三五四ノ三一
- 同法第四條に規定する處置に關する件……………(昭二二、一 政令第二三八號)……………三五四ノ三八
- 同法第五條に規定する處置に關する件……………(昭二二、一 政令第二三九號)……………三五四ノ四〇
- 昭和二十三年政令第二百三十八號及び第二百三十九號の規定による計畫書の提出手續に關する規則……………(昭二二、一一 公取委規則第三號)……………三五四ノ四三
- 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律……………(昭二二、一一 公取委規則第三號)……………三五四ノ四三

第七七條、第七八條及び第一百十條に規定する株式又は社債の處置に關する件……………(昭二三、二 政令第四三號)……三五四ノ四五

○昭和二十三年政令第四十三號の規定による株式處分計畫書の提出等の手續に關する規則……………(昭二三、三 公取委規則第一號)……三五四ノ五五

○過度經濟力集中排除法……………(昭二三、二 法律第二〇七號)……三五四ノ六二

○同法第七條及び第九條の規定による過度經濟力集中排除法に基く手續規則……………(昭二三、二 持株整理委公示第一號)……三五四ノ七三

○同法第六條の規定による鑛工業等の部門における基準公示……………(昭二三、二 持株整理委公示第二號)……三五四ノ一〇六

○同法第六條の規定による配給業及びサービス業等の部門における基準公示……………(昭二三、二 持株整理委公示第一號)……三五四ノ一〇八

○持株會社整理委員會の職權等の公正取引委員會への移管に關する法律……………(昭二四、五 法律第七八號)……三五四ノ一三〇ノ一

○財閥同族支配力排除法……………(昭二三、一 法律第二號)……三五四ノ一三一

○同法施行規則……………(昭二三、一 總令第七號)……三五四ノ一四三

○事業者團體法……………(昭二三、七 法律第一九一號)……三五四ノ一六二

○同法の規定による届出、認可申請及び報告に關する規則の指定……………(昭二三、七 公取委規則第二號)……三五四ノ一七九

●貿易關係

○貿易等臨時措置令……………(昭二一、六 勅令第三二八號)……三六五

○同令施行規則……………(昭二一、七 商、農、厚、運、令第一號)……三七一

○國有纖維保全規則……………(昭二二、九 商、運令第一號)……三七六

○同規則第五條の規定による報告すべき事項の指定……………(昭二二、九 商、運告第一號)……三八〇

○輸出品取締法……………(昭二三、七 法律第二五三號)……三八三

○同法施行規則……………(昭二四、一 厚、農、商令第一號)……三八九

○輸出品取締法施行規則による検査機關の指定……………(昭二四、二 商告第一二號)……三九〇ノ一一

○同規則による検査機關の告示……………(昭二四、三 厚、農、商告第三號)……三九〇ノ三ノ二

○輸出品検査所の支所及び出張所の名稱及び位置の指定……………(昭二四、五 農告第一一三號)……三九〇ノ一三

○輸出品取締法第五條による輸出品の標準及び條件の指定……………(昭二四、二 厚、農、商告第一號)……三九〇ノ一四

○輸出纖維製品依頼検査規則……………(昭二四、一 商令第三號)……三九〇ノ一六

●公團關係

- 船舶公團法……………(昭二二、四 法律第五二號)……………三九一
- 同法第三十五條の規定による船舶公團が産業設備  
營團から承継する権利及び義務の範圍等に關する  
件……………(昭二二、四 運令第一〇號)……………四〇〇
- 産業設備營團から承継する権利及び義務の範圍等  
に關する件第一條の規定による指定……………(昭二二、六 運告第一六八號)……………四〇一
- 船舶公團の剰餘金の國庫納入に關する規則……………(昭二二、一 運令第二六號)……………四〇八ノ一
- 石油配給公團法……………(昭二二、四 法律第五五號)……………四〇九
- 石油配給公團解散令……………(昭二四、四 政令第六三號)……………四二〇
- 配炭公團法……………(昭二二、四 法律第五六號)……………四二〇ノ四
- 同法別表第一及び石炭等賣渡規則第一條第一項の  
亞炭の指定……………(昭二三、一〇 商告第二二五號)……………四三一
- 産業復興公團法……………(昭二三、四 法律第五七號)……………四三一
- 貿易公團法……………(昭二三、四 法律第五八號)……………四四二
- 同法第二條第二項の規定に基く貿易公團の取扱物  
品に關する件……………(昭二二、五 商令第一五號)……………四五三
- 價格調整公團法……………(昭二三、四 法律第六二號)……………四五四ノ二

〔追記〕

〔追 60〕

- 同法第一條、第二十三條及び第二十四條の規定に  
よる指定……………(昭二二、六 物告第二八三號)……………四六四
- 同法第二十條第五項及び第六項の規定による當該  
官吏又は價格調整公團の役員若しくは職員の行方  
臨檢検査に關する規則……………(昭二四、五 總令第二七號)……………四六六ノ二
- 價格調整公團の剰餘金の國庫納入に關する規則……………(昭二二、一 總令第二〇號)……………四六七
- 肥料配給公團令……………(昭二二、四 勅令第一七 號)……………四六八ノ一
- 同令第十五條第二項の規定による肥料配給公團に  
よる肥料取扱業者指定認可の條件に關する件……………(昭二二、六 經訓第五號)……………四七七
- 肥料配給公團の剰餘金の國庫納入に關する規則……………(昭二二、一 農令第八二號)……………四七九
- 肥料配給公團令第一條の規定による緊急用農藥の  
指定に關する件……………(昭二三、七 農令第六二號)……………四八一
- 酒類配給公團法……………(昭二三、二 法律第一七二號)……………四八二
- 食料品配給公團法……………(昭二三、二 法律第二〇一號)……………四九二
- 飼料配給公團法……………(昭二三、二 法律第二〇二號)……………五〇五
- 同法による飼料販賣業者指定認可の條件に關する  
件……………(昭二三、二 經訓第七號)……………五一四ノ一
- 油糧配給公團法……………(昭二三、二 法律第二〇三號)……………五一五
- 公團の豫算及び決算の暫定措置……………(昭二四、四 法律第二七號)……………五二六
- 食糧貿易公團及び原材料貿易公團解散令……………(昭二四、四 政令第七三號)……………五二六ノ三

目次

一五

● 雑 部

- 經濟安定本部設置法……………(昭二四、五 法律第一六四號)……………五二七
- 經濟安定本部規程……………(昭二三、五 關令第一八號)……………五三一
- 連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する件……………(昭二一、六 勅令第三一一號)……………五三七
- 物資需給調停委員會令……………(昭二一、一一 勅令第五二二號)……………五三九ノ一
- 物資活用審議會令……………(昭二三、九 政令第一九四號)……………五四〇
- 物資活用審議會規程……………(昭二三、一二 經訓第四號)……………五四一
- 經濟安定本部總裁に對する不服申出手續要領……………(昭二三、九 經告第一號)……………五四二ノ二
- 經濟安定本部に資源委員會を設置する件……………(昭二三、一二 總令第二四號)……………五四三
- 經濟調查廳法……………(昭二三、八 法律第二〇六號)……………五四六
- 同法施行令……………(昭二三、八 政令第二〇五號)……………五五九
- 同法第一條第二項第二號に基く經濟法令の指定……………(昭二三、八 政令第二一〇號)……………五六四
- 中央經濟調查廳分課規程……………(昭二三、八 政令第二〇七號)……………五六五
- 物資割當配給審議會令……………(昭二四、六 政令第二〇七號)……………五六九
- 臨時鐵くず資源回收法……………(昭二四、五 法律第一七二號)……………五七一
- 同法施行規則……………(昭二四、五 通產令第六號)……………五七六

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ發スル

命令ニ關スル件 (昭和二十年九月二十日 勅令第五百四十二號)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ發スル命令ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

政府ハ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ聯合國最高司令官ノ爲ス要求ニ係ル事項ヲ實施スル爲特ニ必要ナル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ爲シ及必要ナル罰則ヲ設タルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ發スル

命令ニ關スル件施行ニ關スル件

(昭和二十年九月二十日 勅令第五百四十三號)  
 (改正昭和廿一年九月勅令第四百三十三號)

朕昭和二十年勅令第五百四十二號(「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ發スル命令ニ關スル件)施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ於テ命令トハ勅令、關令又ハ省令トス

前項ノ關令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮、五千圓以下ノ罰金、料料、拘

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ヒ發スル命令ニ關スル件

工場事業場、研究機關等の事業報告書等に関する件  
留及五千圓以下ノ過料トス

七二

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 工場事業場、研究機關等の事業報告書 等に関する件

(昭和二十年十月十日  
内閣、文部、農林、商工、運輸省令第一號  
改正 昭和二十一年六月閣、文部、農林、商工、運輸、厚生省令第一號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ工場事業場、研究機關等ノ事業報告書等ニ關スル件左ノ通定ム  
第一條 今次ノ戰爭終結ノ際左ニ掲グル物資ノ生産又ハ加工ノ業ヲ營ミタル者ハ其ノ所有シ又ハ使用  
スル工場、事業場、設備、特許權其ノ他ノ財産及之ニ關スル一切ノ帳簿其ノ他ノ書類ヲ良好ナル狀  
態ニ於テ保存シ及維持スベシ

- 一 兵器
- 二 航空機
- 三 戰鬪用艦艇
- 四 彈藥
- 五 鐵鋼
- 六 化學藥品

- 七 非鐵金屬
  - 八 アルミニウム
  - 九 マグネシウム
  - 十 合成ゴム
  - 十一 人造石油
  - 十二 工作機械
  - 十三 有無線通信機其ノ他ノ電氣器具
  - 十四 自動車
  - 十五 船舶(總噸數百噸以上ノモノヲ謂フ)
  - 十六 重量機械(重量一噸以上ノモノヲ謂フ)及其ノ重要ナル部分品
  - 十七 第五號乃至第十一號ニ掲グルモノノ外第一號乃至第四號ニ掲グル物資ヲ生産スル爲特ニ考案  
シ又ハ生産セラルル部分品並ニ原料及材料
- 前項ニ掲グル者ノ外今次ノ戰爭ノ遂行ニ必須ノ物資ノ生産、加工若ハ配給ヲ擔當シ又ハ此等ノ業務  
ノ統制ヲ擔當シタル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノハ其ノ所有シ又ハ使用スル工場、事業場、設  
備特許權其他ノ財産及之ニ關スル一切ノ帳簿其他ノ書類ヲ良好ナル狀態ニ於テ保存シ及維持スベシ  
今次ノ戰爭ノ遂行ニ必須ノ輸送又ハ輸送ノ統制ヲ擔當シタル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付  
亦同シ

第二條 科學又ハ技術ニ關スル研究所、實驗所、試驗所、調査機關等(專ラ臨床診斷ヲ行フ醫學研究  
工場事業場、研究機關等の事業報告書等に関する件

七三

所ヲ除ク以下研究所等ト稱スノ經營者ハ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ過去六箇月間ノ實績及次ノ六箇月間ノ計畫ニ關スル事業報告書七通(和文一通及英文六通)ヲ毎年一月一日及七月一日現在ノ一狀況ニ基キ作成シ毎年一月二十日及七月二十日迄ニ主務大臣ニ提出スベシ

第二條ノ二 研究所等ノ經營者ハ昭和二十一年七月一日現在ノ狀況ニ基キ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ作成シタル報告書ヲ提出スル際ニ昭和十五年一月一日ヨリ昭和二十年八月三十一日ニ至ル期間ニ於テ爲シタル總テノ研究ヲ記載シタル報告書ヲ提出スベシ

第三條 研究所等ノ經營者ハ正當ナル權限ヲ有スル聯合軍代表者ガ研究所等ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セントスルトキハ之ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ規定ニ依ル義務ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第二條ノ規定ニ違反シ報告書ヲ提出セズ又ハ報告書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者  
二 第三條ノ規定ニ違反シ聯合軍代表者ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

事業報告書の様式指定

昭和二十一年十一月十三日  
内閣、文部、農林、商工、運輸、厚生、  
電信省告示第一號

昭和二十年

閣令  
文部省令  
農林省令  
商工省令  
運輸省令

第一號第二條の規定によつて提出しなければならない研究所等の事業報告書

の様式を次のやうに定め、昭和二十一年六月

内閣  
文部省  
農林省  
商工省  
運輸省  
厚生省

告示第一號はこれを廢止する。

聯合國軍指令第三號に依る研究所半年報

1. 機關名稱  
(註 主體機關に附屬してゐる場合には主體機關の名稱も併記すること)
2. 所在地及び電話番号  
(註 最近六ヶ月間に異動のあつた場合にはその旨記載すること)
3. 所有者
4. 首席研究者  
氏名
5. 幹部職員氏名

專 位

事業報告書の様式指定

- (1) 所長
- (2) 部長
- (3) 課長
- (4) 顧問

6. 職員数 (註 部課等に分れておかない場合には各研究分野の主任担当者のみ名を記載すること)

	研究者	補助者	其の他
前期報告の計			
増			
減			
現在總計			

7. 設備

- (1) 前期報告以後設置又は取得したもの
  - (2) 前期報告以後処分したもの  
(註 建造物延坪、敷地、動力機械、特殊設備、測定、試験設備等につき記載すること)
8. 本期間中の経費及び次期の豫算

本期間中の支出 | 次期の豫算

- (1) 消耗品費
- (2) 施設費
- (3) 人件費

9. 研究補助金 (1) 本期間中受領したもの

- (イ) 金額
- (ロ) 出日
- (ハ) 目的

(2) 次期の研究に使用豫定の補助金

- (イ) 金額
- (ロ) 出日
- (ハ) 目的

10. 機関内の異動

(註 本期間中の機関内の異動、即部課の統合改廢、新設、首席研究者、幹部職員等の變動を記載すること)

11. 本期間中實施したが完了しなかつた研究

博覧會準備の経費取戻

- (1) 項 目
  - (イ) 擔當者
  - (ロ) 目的
  - (ハ) 實施研究の概要
  - (ニ) 收めた成果
- (2) 項 目
  - (イ) 擔當者
  - (ロ) 目的
  - (ハ) 實施研究の概要
  - (ニ) 收めた成果

以下同じ

12. 本期間中完了又は中止した研究

A. 完了した研究

- (1) 項 目
  - (イ) 擔當者
  - (ロ) 詳細なる説明
- (2) 項 目

- (イ) 擔當者
- (ロ) 詳細なる説明

以下同じ

B. 中止した研究

- (1) 項 目
  - (イ) 擔當者
  - (ロ) 實施研究の概要
  - (ハ) 收めた成果
  - (ニ) 中止した理由
- (2) 項 目
  - (イ) 擔當者
  - (ロ) 實施研究の概要
  - (ハ) 收めた成果
  - (ニ) 中止した理由

以下同じ

(註) A項中詳細なる説明には目的、理論、装置、圖表、實驗、研究成果及び結論に関する詳細なる説明を記述すること)

13. 次期實施豫定の研究計畫

博覧会準備の格式指定



(1) 項目

- (イ) 目的
- (ロ) 担当者
- (ハ) 検定している研究の概要

(2) 項目

- (イ) 目的
- (ロ) 担当者
- (ハ) 検定している研究の概要

以下同じ

(註) 11項に記載したものは本項に項目だけを記載し 11. 参照と記載しておくこと

14. 署名

資格 署名  
 (首席研究者又は所長)  
 資格 確認署名  
 (主體機關の長)

註 署名は研究機關の主宰者又は首席研究者がなし且つ主體機關長の確認署名を必要とする

例へば會社の場合は首席研究者、所長の署名と社長の確認署名を要する

備考

[補註]

1. 報告書は約縦10.5寸横 8.5寸の用紙を使用するのであるが和文報告書だけは少し大きが違ふも差支へ無い
2. 用紙の上部には綴込の爲1寸程度の餘白を空けること
3. 英文の報告にはローマ字はヘボン式を用ひ日付は西暦によつて記載すること、和文の場合昭和 年 月 日と記載すること
4. 報告書の最初には期間を次のやうに明示すること  
 英文では 1 January to 30 June 1946  
 和文では 自昭和21年1月1日  
 至昭和21年6月30日
5. 大學、會社等の主體機關は上の様式で作られたその所管下の各研究所、實驗所、學部、學科、研究所等(以下研究所等と稱する)の報告書を取まゝとめて提出しなければならない
6. この場合主體機關はこれ等の研究所等の名簿を添附しその名簿末尾には主體機關の長が署名すること  
 尚研究所等の内同時に提出できないものがあればその研究所の名稱と提出豫定期日を書き加へておくこと

### 兵器、航空機等の生産制限に関する件

(昭和二十年十月十日)  
(商工、文部、農林、運輸省令第一號)

(改正) 昭和二一・二 商、文、農、運令第一號。

昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ兵器、航空機等ノ生産制限ニ關スル件左ノ通定ム

- 第一條 左ニ掲グル物資ハ之ヲ生産シ又ハ加工スルコトヲ得ズ
  - 一 兵器
  - 二 航空機
  - 三 戦闘用艦艇
  - 四 彈藥
  - 五 第一號、第二號及前號ニ掲グル物資ノ生産ニ使用スル爲特ニ考案シ又ハ生産セラルル部分品竝ニ原料及材料
- 第二條 削除
- 第三條 削除
- 第四條 産業用火藥類ヲ生産セントスル者ハ通商産業大臣ノ許可ヲ受クベシ  
煙火若ハ玩具用普通火工品ヲ生産シ又ハ産業用火藥類ヲ使用セントスル者ハ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ
- 前二項ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ通商産業大臣又ハ都道府縣知事ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所

[追 58]

[追 58]

- 二 生産シ又ハ使用セントスル産業用火藥類又ハ煙火若ハ玩具用普通火工品ノ種類及數量
  - 三 生産シ又ハ使用セントスル場所
  - 四 生産シ又ハ使用ヲ必要トスル理由ノ詳細
  - 第五條 ウラニウムヨリノウラニウム二三五ノ質量分離又ハ他ノ放射性不安定元素ノ質量分離ヲ目的トスル一切ノ研究又ハ實驗作業ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ
  - 第六條 第一條、第四條第一項又ハ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
  - 第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス
- 附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 要求物資使用收用令

(昭和二十年十一月十七日)  
(勅令第六百三十五號)

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク要求物資使用收用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 要求物資使用收用令

- 第一條 昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基ク聯合國最高司令官ノ爲ス要求ニ係ル物資(以下要求物資ト稱ス)ノ使用及收用ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 主務大臣又ハ地方長官聯合國最高司令官ノ爲ス要求ヲ充足スル爲特ニ必要アリト認ムルトキ  
要求物資使用收用令

八三

ハ要求物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第三條 主務大臣又ハ地方長官要求物資ヲ使用又ハ收用セントスルトキハ當該要求物資ノ所有者ニ對シ使用令書又ハ收用令書ヲ交付スベシ 但シ所有者知レザル場合又ハ緊急ノ必要ニ依リ所有者ニ交付スルノ違ナキ場合其ノ他所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權限ニ基キ當該要求物資ヲ占有スル者(以下管理者ト稱ス)ニ對シ之ヲ交付スルコトヲ以テ足ル

第四條 主務大臣又ハ地方長官令書ノ交付ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク令書ノ交付ノ際ニ於ケル當該要求物資ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該要求物資ニ付權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノニ對シ之ヲ通知スベシ令書ノ交付後當該要求物資ノ所有者又ハ管理者ト爲リタル者其ノ他當該要求物資ニ付權利ヲ有スルニ至リタル者ニシテ知レタルモノニ對シ亦同ジ 主務大臣又ハ地方長官令書ノ交付ヲ爲シタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公告スベシ 使用又ハ收用スベキ要求物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ(通知ヲ受ケザル者ノ中令書ノ交付ノ際權利ヲ有スル者ニ在リテハ公告ノトキ、令書ノ交付後權利ヲ有スルニ至リタル者ニ在リテハ權利ヲ有スルニ至リタルトキ)ハ遲滞ナク當該權利ヲ主務大臣ガ使用又ハ收用ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ニ、地方長官ガ之ヲ爲ス場合ニ於テハ地方長官ニ届出ツベシ

第五條 使用令書又ハ收用令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 使用又ハ收用スル主務大臣名又ハ地方長官名
- 二 令書ノ交付ヲ受クベキ者ノ名

- 三 使用又ハ收用スベキ要求物資ノ所有者名(所有者知レザルトキハ管理者名)
- 四 使用又ハ收用スベキ要求物資ノ名稱、種類及數量並ニ所在ノ場所
- 五 使用又ハ收用スベキ要求物資ノ引渡時期
- 六 使用ノ場合ニ在リテハ使用ノ期間
- 七 其ノ他必要ト認ムル事項

第六條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ使用又ハ收用ニ支障ヲ及ボス處ナキ場合ヲ除クノ外主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該要求物資ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、質貸シ、質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該要求物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル所有者又ハ管理者ハ他ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ基キ當該要求物資ノ所有者又ハ管理者ト爲リタルトキハ遲滞ナク之ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ報告スベシ

- 一 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル先取特權、質權又ハ抵當權ニシテ當該要求物資ヲ目的トスルモノ
- 二 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル債權ニシテ當該要求物資ノ讓渡又ハ占有ノ移轉ヲ目的トスルモノ
- 三 前二號ニ掲グルモノノ外令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル法律上ノ原因
- 四 強制執行手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノ

第八條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ第十條ノ規定ニ依リ當該要求物資ノ引渡義務者タルベキモノ當該要求物資ニ付滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ遲滞ナク之ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ報告スベシ  
前項ノ規定ハ第六條ノ許可アリタル場合及前條ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第九條 主務大臣又ハ地方長官令書ヲ交付シタル後使用又ハ收用ノ開始前ニ於テ當該要求物資ヲ使用又ハ收用セザルモノト決定シタルトキハ第十條ノ規定ニ依リ當該要求物資ノ引渡義務者タルベキ者ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ  
第四條第一項前段及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該要求物資ノ所有者タルモノハ其ノ令書ニ記載シタル引渡時期ニ當該要求物資ノ所在場所ニ於テ之ヲ引渡スベシ引渡時期ニ於テ所有者知レザル場合又ハ所有者ヨリ引渡スコト能ハザル場合若ハ引渡スコト著シク困難ナル場合ニ於テハ令書ノ交付又ハ第四條第一項ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該要求物資ノ管理者タルモノ之ヲ引渡スベシ

前項ノ規定ハ當該要求物資ニ關シ強制執行手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨グズ

第十一條 主務大臣又ハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ使用又ハ收用スベキ要求物資ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受ケシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシム

ベシ

第十二條 當該官吏要求物資ノ引渡ヲ受ケタルトキハ受領調書ヲ作り引渡ヲ爲シタル所有者又ハ管理者ニ之ヲ交付スベシ  
當該官吏前項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ管理者ニ交付シタル場合ニ於テハ遲滞ナク所有者ニ其ノ贖本ヲ交付スベシ

第十三條 要求物資ヲ使用スル場合ニ於テハ當該要求物資ノ引渡アリタル時ニ於テ政府其ノ使用權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル 但シ使用ヲ妨ゲザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

要求物資ヲ收用スル場合ニ於テハ當該要求物資ノ引渡アリタル時ニ於テ政府其ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

第十四條 使用スベキ要求物資ノ引渡アリタル後當該要求物資ノ所有者ト爲リタル者ハ遲滞ナク之ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ報告スベシ

第十五條 要求物資ノ使用期間満了シ又ハ其ノ使用ヲ廢止スルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ當該要求物資ヲ所有者ニ返還スベシ 但シ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ者ヨリ豫メ請求アリタルトキハ其ノ者ニ返還スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ規定ニ依リ要求物資ヲ返還セントスルトキハ豫メ返還通知書ヲ返還ヲ受クベキ者ニ交付スベシ 但シ所有者知レザル場合又ハ所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テ前項但書ノ規定ニ依リ請求ナキトキハ其ノ旨及返還通知書ニ記載スベキ事項ノ概要ヲ附令ノ

定ル所ニ依リ公告スルヲ以テ足ル

第四條第一項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ、同條第二項ノ規定ハ前項本文ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 返還通知書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 返還官廳名
- 二 返還ヲ受クベキ者ノ名
- 三 返還スベキ要求物資ノ所有者名
- 四 返還スベキ要求物資ノ名稱、種類及數量並ニ所在ノ場所
- 五 返還ノ時期及場所
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ返還場所ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外引渡ヲ受ケタル場所トス

第十七條 要求物資ノ使用權ハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期ニ於テ消滅ス

第十八條 政府ハ第二條ノ規定ニ依ル要求物資ノ使用又ハ收用ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ令書ノ交付ノ時ヨリ使用ノ場合ニ在リテハ返還通知書又ハ公告ノ返還時期迄、收用ノ場合ニ在リテハ第十條ノ規定ニ依リ當該要求物資ノ引渡アリタル時迄ノ間ニ當該要求物資ニ關シ所有權其ノ他ノ權利ヲ有シタル者ニ付使用又ハ收用ノ處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間満了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後之ヲ請求スベシ 但シ使用ノ場合ニ在リテハ閣

令ヲ以テ定ムル別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第六條ノ規定ニ違反シ當該要求物資ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、質貸シ、質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該要求物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲シタル者ニ對シテハ之ニ係ル損失ノ補償ヲ爲サザルコトヲ得

第十九條 使用又ハ收用シタル要求物資ガ第四條第三項ノ届出アリタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テハ地方長官ハ當該要求物資ニ付交付スベキ補償金ヲ供託スベシ届出ナキ場合ト雖モ知レタル先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タルトキ亦同シ

先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第二十條 主務大臣又ハ地方長官ハ使用又ハ收用セントスル要求物資ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ當該要求物資ノ所在ノ場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ當該要求物資、帳簿類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 第二條ノ規定ニ依ル要求物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

要求物資使用收用令施行規則

九〇

- 一 第七條、第八條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
  - 二 第二十條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
- 第二十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條第一號又ハ第二號前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

要求物資使用收用令施行規則

(昭和二十年十一月十九日)  
閣令第五十六號

要求物資使用收用令左ノ通定ム

要求物資使用收用令施行規則

- 第一條 要求物資使用收用令(以下令ト稱ス)第四條第二項(令第九條第二項及第十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第十五條第二項ノ規定ニ依ル公告ハ官報ヲ以テ又ハ東京都令、北海道廳令若ハ府縣令ノ公布ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ爲スモノトス
- 第二條 使用又ハ收用スベキ要求物資ニ付先取特權、質權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ第四條第三項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ届出ヅベシ

- 一 先取特權、質權又ハ抵當權ノ別
  - 二 債務者ノ住所及名
  - 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
  - 四 當該權利ニ依リ擔保セラルル債權ノ額及其履行期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第三條 令第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ
- 使用又ハ收用スベキ要求物資ノ形質ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該要求物資ノ表示
  - 二 形質變更ノ必要アル事由
  - 三 形質變更ノ程度
  - 四 形質變更ノ時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 使用又ハ收用スベキ要求物資ノ所在ノ場所ヲ變更スルノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 當該要求物資ノ表示
  - 二 所在場所變更ノ必要アル事由

要求物資使用收用令施行規則

九一

- 三 變更前及變更後ノ所在場所
  - 四 所在場所變更ノ時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項  
使用又ハ收用スベキ要求物資ヲ讓渡シ、賃貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該要求物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一 當該要求物資ノ表示
  - 二 當該要求物資ヲ讓渡シ、賃貸シ又ハ質權若ハ抵當權ノ目的ト爲シ其ノ他當該要求物資ニ關シ新ナル處分ヲ爲スノ必要アル事由
  - 三 讓受人、賃借人、質權者又ハ抵當權者其ノ他新ナル處分ニ依リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所氏名
  - 四 讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ時期
  - 五 讓渡、賃貸又ハ質權若ハ抵當權ノ設定其ノ他新ナル處分ノ内容
  - 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第四條** 令第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ
- 一 當該要求物資ノ表示
  - 二 他ノ者ガ當該要求物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ原因成立ノ時期
  - 三 他ノ者ガ當該要求物資ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期

- 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所名及
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第五條** 令第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ
- 一 當該要求物資ノ表示
  - 二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
  - 三 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事項
  - 四 滅失、毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第六條** 令第十一條第二項ノ證票ハ別記第一號様式ニ依ル
- 第七條** 當該官吏令第十二條第一項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ノ外當該要求物資ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ
- 第八條** 受領調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ
- 一 受領官廳名
  - 二 受領シタル要求物資ノ名稱、種類及數量
  - 三 受領年月日
  - 四 受領シタル場所
- 要求物資使用收用令施行規則

五 受領調書ヲ作成シタル年月日

六 前各號ニ掲グル事項ノ外當該要求物資ニ關シ主務大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項

第九條 令第十四條ノ規定ニ依ル報告ニハ使用スベキ要求物資ノ引渡アリタル後當該要求物資ノ所有者ト爲リタルコトノ證憑ヲ具スベシ

第十條 令第十五條第一項但書ノ規定ニ依リ返還ノ請求ヲ爲サントスル者ハ返還ノ時期ニ於テ管理者タルコトヲ得ベキ證憑ヲ具シタル返還請求書ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

第十一條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ使用ノ場合ニ在リテハ使用期間滿了又ハ使用廢止ノ後、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル後六月以内ニ損失補償請求書ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

使用ノ場合ニ於テ使用期間一年ヲ超ユルモノナルトキハ一年又ハ其ノ端數ノ期間毎ニ分割シテ損失補償請求書ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ハ當該期間終了後三月以内ニ之ヲ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

第十二條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 損失補償ノ請求ニ係ル要求物資ノ名稱、種類、數量其ノ他當該要求物資ニ關シ必要ル事項
- 二 使用ノ場合ニ在リテハ使用開始ノ時期、使用ノ期間及請求ノ基礎ト爲リタル期間、收用ノ場合ニ在リテハ收用アリタル時期
- 三 補償請求ノ事由
- 四 補償請求額

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十三條 損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ受領調書ノ交付ヲ受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ添附書類ノ外主務大臣又ハ地方長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十四條 令第二十條第二項ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



別記  
第一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)  
(裏面)

要求物資使用收用令施行規則

要求物資使用收用令第十一條ノ規定ニ依ル證票

---

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

當該官廳印

要求物資使用收用令第二條ノ主務大臣又ハ地方長官聯合國最高司令官ノ爲ス要  
 求ヲ充足スル爲ト必要アリト認ムルトキハ要求物資ヲ使用又ハ收用スルコ  
 トヲ得  
 要求物資使用收用令第十一條ノ主務大臣又ハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ使用又  
 ハ收用スルニ依リ要求物資ノ引渡ヲ受ケシムルモトス  
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ引渡ヲ受ケシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ  
 示ス證票ヲ携帶セシムベシ  
 要求物資使用收用令第十二條ノ規定ニ依リ要求物資ノ使用又ハ收用  
 ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
 要求物資使用收用令施行規則第六條ノ規定ニ依リ要求物資ノ使用又ハ收用  
 式ニ依ル

要求物資使用收用令施行規則

要求物資使用收用令施行規則

第二號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)  
(表 面)

要求物資使用收用令第二十一條ノ規定ニ依ル證票

(裏 面)

[ 追 49 ]

第 一 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

當該官廳印

要求物資使用收用令第二十條 主務大臣又ハ地方長官ハ使用又ハ收用セントス  
 ル要求物資ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲ以テ當該要求物資ノ所在ノ場所  
 其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ當該要求物資、帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セ  
 シムルコトヲ得

要求物資使用收用令第二十三條 左ノ各號ノ一ニ當該スル者ハ六月以下ノ懲役  
 又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條、第八條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ  
 爲シタル者

二 第二十條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ  
 檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

要求物資使用收用令施行規則第十三條 令第二十條第二項ノ證票ハ別紙第二號様  
 式ニ依ル

要求物資使用收用令施行規則

航空機等に関する措置に関する件

(昭和二十年十二月二十九日 商工、文部、運輸省令第一號)

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク航空機等ニ關スル措置ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 航空機、航空機用發動機及航空機ノ集成部品並ニ航空機(實驗用模型ヲ含ム)又ハ航空科學ニ關スル研究、實驗、整備又ハ生産ノ爲ノ施設ハ之ヲ良好ナル狀態ニ於テ保存シ及維持スベシ

第二條 前條ノ物件及施設ハ之ヲ買入レ又ハ使用スルコトヲ得ズ 但シ航空機(實驗用模型ヲ含ム)又ハ航空科學ニ關スル生産ノ爲ノ施設ヲ昭和二十年商工、文部、農林、運輸省令第一號第二條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 航空科學、航空力學其ノ他航空機又ハ氣球ニ關スル科目ニ付テハ教授、研究又ハ實驗ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 前三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(通則)

國際的協定又は國際的契約の禁止等に關する件

(昭和二十一年一月二十二日 勅令第三十三號)

(改正) 昭二一・三 勅令第一八八號。

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク國際的協定又ハ國際的契約ノ禁止等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 現ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル國際的協定ニ加入シ又ハ國際的契約ヲ爲シ居ル者ハ本令施行後

國際的協定又は國際的契約の禁止等に関する件

一〇一

(通則)

國際的協定又は國際的契約の禁止等に関する件

一〇二(自一〇〇三)  
至一〇〇六)

十四日以内ニ當該協定又ハ契約ノ目的及内容ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

一 生産數量、生産分野其ノ他生産ニ關スル事項ノ制限ニ關スル協定又ハ契約

二 販賣價格、販賣數量、販路其ノ他販賣ニ關スル事項ノ制限ニ關スル協定又ハ契約

三 取引先其ノ他商取引ニ關スル事項ノ制限ニ關スル協定又ハ契約

四 科學又ハ技術ニ關スル知識又ハ情報ノ交換ノ制限ニ關スル協定又ハ契約

第二條 現ニ前條各號ノ一ニ該當スル國際的協定ニ加入シ又ハ國際的契約ヲ爲シ居ル者ハ本令施行後

三十日以内ニ當該協定ヨリ脱退シ又ハ當該契約ヲ解除スベシ

前項ノ規定ニ依リ脱退シ又ハ解除シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第三條 何人ト雖モ第一條各號ニ該當スル國際的協定ニ加入シ又ハ國際的契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 第一條乃至前條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二萬圓以下ノ罰金ニ處

ス

第四條ノ二 前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ

第四條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年三月勅令百八十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(通稱)

第一條第四號ノ改正規定ニ係ル協定又ハ契約ニ關シテハ昭和二十一年勅令第三十三號第一條又ハ第二

(通稱)

條中本令施行後トアルハ第一條第四號ノ改正規定施行後トス

### 工場、事業場等の管理に関する件

(昭和二十一年二月二十日)  
商工、文部省令第一號

昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク工場、事

業場等ノ管理ニ關スル件左ノ通定ム

一〇七

第一條 主務大臣ノ指定スル工場、事業場、研究所等（以下指定施設ト稱ス）ヲ經營シ又ハ權原ニ基キ占有スル者（以下經營者等ト稱ス）ハ之ヲ良好ナル狀態ニ於テ管理スベシ  
前項ノ施設施設ニ屬スル機械器具其ノ他ノ設備ハ之ヲ滅失シ、毀損シ又ハ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ移動スルハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 壊又ハ疎開先ヨリ復歸セシムル場合
- 二 第四條ノ命令又ハ處分ニ依ル場合
- 三 特別ノ必要ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第二條 前條第二項第三號ノ許可ヲ申請セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 移動セントスル機械器具其ノ他ノ設備ノ名稱、型式、能力及數量
- 三 移動セントスル機械器具其ノ他ノ設備ノ所在ノ場所
- 四 移動先
- 五 移動先ニ於ケル管理ノ方法
- 六 移動ヲ必要トスル事由

第三條 經營者等ハ第一條第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ當該指定施設ニ付管理擔當者ヲ選任シ當該指定施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ主務大臣ニ届出ヅベシ  
管理擔當者ハ經營者等ノ指揮ニ従ヒテ指定施設ノ管理ヲ擔當スベシ

〔註釋〕

主務大臣管理擔當者ヲ不適任ト認ムルトキハ經營者等ニ對シ之ヲ解任シ他ノ管理擔當者ヲ選任スベキコトヲ命ズルコトヲ得

經營者等管理擔當者ヲ選任セザルトキハ主務大臣ハ管理擔當者ヲ任命スルコトヲ得

第四條 主務大臣又ハ地方長官ハ經營者等又ハ管理擔當者ニ對シ指定施設ノ保存、維持、補修、移動、警戒及監視其ノ他管理ニ關シ必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五條 管理擔當者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル管理ノ狀況ヲ記載シタル報告書ヲ當該指定施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ主務大臣ニ提出スベシ

第六條 主務大臣又ハ地方長官ハ指定施設ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ指定施設ノ所在ノ場所ニ臨檢シ管理ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス別記様式ニ依ル證據ヲ携帯セシムベシ

經營者等又ハ管理擔當者ハ正當ナル權限ヲ有スル聯合軍代表者ガ指定施設ノ所在ノ場所ニ臨檢シ管理ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セントスルトキハ之ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

第七條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第五條ノ規定ニ違反シ報告書ヲ提出セズ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル報告書ヲ提出シタル者

工場、事業場等の管理に關する件

工場、事業場等の管理に関する件

一一〇

- 二 第六條第一項ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
  - 三 第六條第一項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
  - 四 第六條第三項ノ規定ニ違反シ聯合軍代表者ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
- 第九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第七條又ハ第八條第一號若ハ第二號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)  
(表 面)

昭和二十一年商工省令第一號第六條ノ規定ニ依ル證票

工場、事業場等の管理に関する件

一一一

(裏面)

第 号 昭和 年 月 日交付

官 職

當該官廳印

名

昭和二十一年商工省令第一號第六條 主務大臣又ハ地方長官ハ指定施設ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ指定施設ノ所在ノ場所ニ臨檢シ管理ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス別記様式ニ依ル證票ヲ携帶セシムベシ

昭和二十一年商工省令第一號第八條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

三 第六條第一項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

### 絹織物及び絹メリヤス生地の檢査及び蒐荷に関する件

(昭和二十一年五月十四日 商工省令第十七號)

昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件に基いて絹織物及び絹メリヤス生地の檢査及び蒐荷に関する件を次のやうに制定する。

**第一條** 絹製品の製造、加工又は賣渡を業とする者は、その現に所有するすべての絹織物及び絹メリヤス生地について、商工大臣の定むるところによつて檢査を受けなければならない。絹製品を使用する氣球、電線、傘又はゴム引加工品の製造、加工又は賣渡を業とする者も同様である。但し、小賣業者又は縫製業者の所有するもので、整反物延一千ヤードに満たない場合、商工大臣の許可を受けた場合又は商工大臣が別に定めた場合は檢査を受ける必要がない。

**第二條** 前條の規定に該當する者(日本織物統制株式會社及び日本莫大小統制株式會社を除く。)は、前條の檢査を受けた絹織物及び絹メリヤス生地を、檢査の日より二十日以内に、當該物資の所在地を管轄する都道府縣の地方纖維製品統制株式會社を経由して、絹織物については日本織物統制株式會社に、絹メリヤス生地については日本莫大小統制株式會社に賣渡の申込をしなければならない。但し、商工大臣の許可を受けた場合又は商工大臣が別に定めた場合は、申込をする必要がない。日本織物統制株式會社及び日本莫大小統制株式會社は、前項の申込を受けたときは、直ちに買ひ受けなければならない。

**第三條** 日本織物統制株式會社及び日本莫大小統制株式會社は、前條の規定により買受けた絹織物及絹織物及び絹メリヤス生地の檢査及び蒐荷に関する件

絹織物及び絹メリヤス生地の検査についての指定

一一四

絹織物及び絹メリヤス生地を、商工大臣の指示によつて、政府に賣り渡さなければならぬ。日本織物統制株式会社及び日本莫大小統制株式会社が現に所有する絹織物及び絹メリヤス生地についても同様である。但し、商工大臣の許可を受けた場合又は商工大臣が別に定めた場合は、賣り渡す必要がない。

第四條 前二條の場合における買入價格及び賣渡價格は別にこれを定める。

第五條 第一條乃至第三條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀によつて懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條第一項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する以外に、その法人又は人に對しても前條第一項の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

### 絹織物及び絹メリヤス生地の検査に

#### ついでにの指定

（昭和二十一年五月十四日  
商工省告示第六十一號  
改正 昭和二十一年六月  
工省告示第九十五號、同十月  
商工省告示第六十八號、同九月商  
工省告示第九十六號）

昭和二十一年商工省令第十七號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ發す

る命令に關する件）に基く絹織物及び絹メリヤス生地（検査及び蒐荷に關する件）第一條の規定によつて、絹織物及び絹メリヤス生地（検査）について、次のやうに定める。

昭和二十一年商工省令第十七號第一條の規定に該當する者は、昭和二十一年十月十五日迄絹織物については重要輸出絹織物取締法に基く輸出絹織物検査所の検査を、絹メリヤス生地については重要輸出品取締法に基く日本纖維協會の検査を請求しなければならない。

#### 検査を受けることを要しない絹織物の

#### の指定

（昭和二十一年十一月十八日  
商工省告示第九十九號）

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件に基ク絹織物及び絹メリヤス生地（検査）に關する件第一條但書の規定によつて同條の検査を受けることを要しない絹織物を次のやうに定める。

絹製品の製造、加工又は賣渡を業とする者が現に所有する左に掲げる絹織物  
繪絹 裘具地 法衣地 袴地 鼻緒地

### 鉛屑回収規則

（昭和二十一年六月十九日  
商工省令第二十五號  
改正 昭和二十一年十一月  
商工省令第五十一號）

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基いて、鉛屑検査を受けることを要しない絹織物の指定



回収規則を、次のやうに制定する。

## 鉛屑回収規則

**第一條** この省令で鉛屑とは、鉛及び鉛合金の屑（これらの滓を含む。）及び故（これらの流し替へ又は再生したものを含む。）をいふ。

**第二條** 鉛屑を業務に關し所有し又は占有する者は、商工大臣の指定した會社（以下指定會社といふ。）又はその指定した者（以下指定者といふ。）以外の者に鉛屑を譲渡し又は如何なる名義によつても引き渡す（この省令の施行の前になした契約により引き渡す場合を含む。）ことができない。但し、商工大臣の指定した場合、特別の事情により商工大臣の許可を受けた場合又は第三條但書の規定により商工大臣の許可を受けた者に譲渡し又は引渡す場合はこの限りではない。

**第三條** 鉛屑を業務に關し使用する者は、如何なる名義によつても指定會社又は指定者以外の者から鉛屑を譲り受け又は自己の所有に屬さない鉛屑を受け入れる（この省令の施行の前になした契約により受け入れる場合を含む。）ことはできない。但し、商工大臣の指定した場合、特別の事情により商工大臣の許可を受けた場合又は前條但書の規定によつて商工大臣の許可を受けた者から譲り受け又は受け入れる場合は、この限りではない。

**第四條** 商工大臣、地方商工局長又は地方長官は必要があると認めるときは、鉛屑を所有し又は占有する者に對し、期限、數量その他必要な事項を定めて、これを譲渡し又は引渡すことを命ずることができる。地方長官は、必要があると認めるときは、鉛屑の所有者に對して、地下に埋設された鉛屑であつて

戦災等により、現に使用されてゐないものの譲渡を一般的に命ずることができる。

前項の命令は、公告によつて、これをなすことができる。

**第四條の二** 前條第二項の規定により、地下に埋設された鉛屑の譲渡を命じた場合において、譲受人が當該鉛屑を發掘したときは、譲受人は、鉛屑の價格より發掘に要した費用を差し引いて、對價を支拂ふことができる。

**第五條** 左の各號の一に該當する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する

一 第二條又は第三條の規定に違反した者

二 前條の規定による命令に違反した者

前項の罪を犯した者には、情狀により懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

**第六條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條第一項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、前條第一項の罰金を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

## 鉛屑回収規則第二條の規定による會社指定

社指定 (昭和二十一年六月十九日)  
(商工省告示第六十九號)

鉛屑回収規則第二條の規定により、會社を次のやうに指定する。  
金屬回收統制株式會社

## 鉛屑回収規則第二條但書及び第三條

但書の規定による指定 (昭和二十一年七月十五日)  
(商工省告示第八十二號)

鉛屑回収規則第二條但書及び第三條但書の規定によつて、次のやうに指定する。

- 一 鉛屑を聯合國最高司令官又は聯合國占領軍の軍、軍團若しくは師團の各司令官の指示によつて、讓渡し若しくは引渡し又は譲り受け若しくは受け入れる場合。
- 二 鉛屑を倉庫業者に寄託し又は倉庫業者に寄託した鉛屑を倉庫業者から受け入れる場合。
- 三 戦時罹災土地物件令による罹災土地に残存(埋没を含む。)する鉛屑を所有者又は占有者と土地整理事業を施行する公共團體との間で、讓渡し若しくは引渡し又は譲り受け若しくは受け入れる場合。

## 化學肥料の緊急増産に関する件

(昭和二十一年六月十九日)  
(商工省令第二十六號)

昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム宣言」の受諾に伴ひ發する命令に関する件に基いて、化學肥料の緊急増産に関する件を、次のやうに制定する。

第一條 商工大臣は、硫安、石灰窒素その他の窒素質化學肥料(以下窒素肥料といふ。)の生産に必要な設備又は物資の所有者に對して、期限、相手方その他必要な事項を指定して、その設備又は物資の讓渡を命ずることが出来る。

前項の場合において、讓渡價格は、これを當事者の協議によつて決定する。協議が整はないときは商工大臣がこれを裁定する。

第二條 前條第一項の規定によつて、讓渡を命ぜられた設備又は物資が、擔保権の目的となつてゐるときは、その設備又は物資の讓渡を受ける者は、その代價を供託しなければならない。

前條第一項の規定によつて、設備又は物資の讓渡があつた場合は、その設備又は物資の上に存した擔保権は、他の法令に拘らず、所有權移轉の時からこれを行ふことができない。

前條第一項の規定によつて、讓渡を命ぜられた設備又は物資について、擔保権を有する者は、第一項の規定によつて讓渡を受けた者が供託した代價に對して、その權利を行ふことが出来る。

第三條 窒素肥料の生産を目的とする設備の新設、擴張又は補修をしようとする者は、商工大臣に届出なければならぬ。窒素肥料以外の物資の生産を目的とする設備を改造して、窒素肥料を製造しようとする者と同様である。

前項の規定は、窒素肥料の生産を営む者の所有に係る工場であつて、別表にかかげた工場が、同表にかかげた製品を生産する場合については、これを適用しない。

第四條 商工大臣は、前條第一項の規定によつて届出をなすべき者に對して、計畫の變更又は工事の中止、延期若しくは廢止を命ずることができる。

第五條 第一條第一項若しくは前條の規定による命令に違反した者、又は第三條第一項の規定に違反し届出をなさず、若しくは虚偽の届出をなした又は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

前項の罰を犯した者には、情狀により懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條第一項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、前條第一項の罰金刑を科する。

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

別表

會社名

工場名及所在地

製品

東洋高壓工業株式會社

砂川工場(北海道)  
彦島工場(山口縣)  
大牟田工場(福岡縣)

硫酸、尿素  
硫酸

日東化學工業株式會社

八戸工場(青森縣)  
横濱工場(神奈川縣)

東北肥料株式會社

秋田工場(秋田縣)  
川崎工場(神奈川縣)

石灰、窒素

昭和電工株式會社

鹿川工場(北海道)  
旭川工場(北海道)

秩父工場(埼玉縣)  
鹽尻工場(長野縣)

富山工場(富山縣)  
富山工場(富山縣)

硫酸

日産化學工業株式會社

名古屋工場(愛知縣)

東亞合成化學工業株式會社

別府工場(兵庫縣)

日新化學工業株式會社

新居濱工場(愛媛縣)

宇部興産株式會社

宇部工場(山口縣)

三菱化成工業株式會社

水崎工場(福岡縣)

日本窒素肥料株式會社

延岡工場(熊本縣)

旭化成株式會社

小名濱工場(福島縣)

聯合國將兵よりの物品買受等禁止に関する件

一三三

東北電氣製鐵株式會社	和賀川	工場(岩手縣)	石灰、窒素
信越化學工業株式會社	直江津	工場(新潟縣)	〃
電氣化學工業株式會社	武生	工場(福井縣)	〃
日本カーバイド工業株式會社	青海	工場(新潟縣)	〃
揖斐川電氣工業株式會社	大牟田	工場(福岡縣)	〃
株式會社 鐵興社	魚津	工場(富山縣)	〃
東北興業株式會社	西大垣	工場(岐阜縣)	〃
中越電氣工業株式會社	酒田	工場(山形縣)	〃
	福島	工場(福岡縣)	〃
	滑川	工場(富山縣)	〃

聯合國將兵よりの物品買受等禁止に  
關する件

(昭和二十一年七月三十日)  
(内務、司法省令第一號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基いて、聯合國軍將兵よりの物品買受等禁止に關する件を、次のやうに制定する。

第一條 何人も左の各號に掲げる物品は、これを聯合國占領軍將兵(聯合國占領軍に附屬し又は隨伴する者を含む以下同じ)より買受け又は交換により譲受けることはできない。

一 亞米利加合衆國その他の聯合國の所有に屬する給與品

二 聯合國占領軍將兵の使用に充てる目的をもつて聯合國政府機關より、又は同機關によつて物品給與の權限を附與せられておる福利機關より適法に給與又は賣渡された給與品その他の物品

第二條 何人も前條各號に掲げる物品につき、同條に違反して取得せられたものである事情を知らなから、これを賣渡し若しくは、買受け又は交換により授受することはできない。

第三條 前二條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。但し、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

前項の規定は、昭和二十一年勅令第三百一十一號第一條第四號の規定が適用されてゐる間は、これを適用しない。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

造船關係の工場、事業場等の管理に  
關する件

(昭和二十一年八月三十日)  
(運輸省令第三十二號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く造船關係の工場、事業場等の管理について、次のやうに制定する。

第一條 運輸大臣の指定する造船關係の工場事業場等(以下指定施設といふ)を經營又は權限に基き

造船關係の工場、事業場等の管理に關する件

一三三

占有する者（以下經營者等といふ）はこれを良好な状態で管理しなければならない。前項の指定施設に屬する機械機具その他の設備はこれを滅失し、毀損し、又は移動することが出来ない。但し次の各號の一にあたる場合に移動することはこの限りではない。

- 一 鑿又は疎開先から復歸させる場合。
- 二 第四條の命令又は處分による場合。
- 三 特別の必要により海運局長の許可を受けた場合。

**第二條** 前條第二項第三號の許可を申請しようとする者は次に掲げる事項を記載した申請書を、海運局長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名稱及び住所
- 二 移動しようとする機械機具その他の設備の名稱、型式、能力及び數量
- 三 移動しようとする機械機具その他の設備の所在する場所
- 四 移動先
- 五 移動先に於ける管理の方法
- 六 移動を必要とする事由

**第三條** 經營者等は第一條第一項の規定により、指定を受けた日から一週間以内に、その指定施設について、管理擔當者を選任し、その指定施設の所在地を管轄する海運局長を経由して、これを運輸大臣に届け出なければならない。

管理擔當者は經營者等の指揮に従つて、指定施設の管理を擔當しなければならない。

運輸大臣は管理擔當者を不適任と認めるときは、經營者等に對してこれを解任し、他の管理擔當者を選任することを命ずることができる。

經營者等が管理擔當者を選任しないときは、運輸大臣はこれを任命することができる。

**第四條** 運輸大臣又は海運局長は、經營者等又は管理擔當者に對し、指定施設の保存、維持、補修、移動、警戒及び監視その他管理について必要な命令又は處分をすることができる。

**第五條** 管理擔當者は毎月十日までに、前月中における管理の状況を記載した報告書を、その指定施設の所在地を管轄する海運局長を経由して運輸大臣に提出しなければならない。

**第六條** 運輸大臣又は海運局長は、指定施設について報告をとり、又は當該官吏に指定施設の所在の場所に臨検して、管理の状況又は帳簿書類その他の物件を、検査させることができる。

前項の規定によつて、當該官吏に臨検検査をさせる場合には、その身分を示す別記様式の證票を携帯させる。

**第七條** 第一條の規定に違反し、又は第四條の規定による命令若しくは處分に違反した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

**第八條** 左の各號の一にあたる者は、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

- 一 第五條の規定に違反し報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 二 第六條第一項の規定に違反し報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第六條第一項の規定による當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

**第九條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

造船関係の工場、事業場等の管理に関する件

一二六

務について、第七條又は第八條第一號若しくは第二號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外  
その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附 則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別記様式（用紙の大きさは日本標準規格A7とし、中央點線の所から二つ折とする）  
（表 面）

<p>昭和二十一年運輸省令第三十二號第六條の規定による證券</p>
-----------------------------------

造船関係の工場、事業場等の管理に関する件

一二七

(裏面)

第 号 昭和 年 月 日交付

官 職

當該官廳印

氏 名

昭和二十一年運輸省令第三十二號第六條 運輸大臣又は海運局長は、指定施設について報告をとり、又 官吏に指定施設の所在の場所に臨検して、管理の状況又は帳簿書類その他の物件を、検査させることができる。

前項の規定によつて當該官吏に臨検検査をさせる場合には、その身分を示す別記様式の證票を携帯させる。

昭和二十一年運輸省令第三十二號第八條 左の各號の一にあたる者は、一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

一、二 略

三 第六條第一項の規定による當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

### ベンゾールの使用制限に関する件

(昭和二十一年十一月十一日 商工省令第四十八號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基いて、ベンゾールの使用制限に關する件を次のやうに制定する。

- 第一條 何人もベンゾール(ベンゾール含有物を含む。)を内燃機調用燃料として使用してはならない。
- 第二條 前條の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。
- 第三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條の違反行爲をしたときは行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても前條の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

### 指定施設等の使用制限に関する件

(昭和二十二年一月三十一日 商工、文部、農林、運輸、厚生省令第一號)

昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基いて指定施設等の使用制限に關する件を次のやうに制定する。

指定施設等の使用制限に關する件

- 第一條 昭和二十一年 商工省令第一號第一條第一項の規定により主務大臣の指定する工場、事業場、ベンゾールの使用制限に關する件

研究所等又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定により主務大臣の指定する工場、事業場等（以下指定施設という。）を経営し又は権限に基いて占有する者は、主務大臣の定めるところに従いその許可を受けなければ、昭和二十年十月十日から當該指定施設の指定の日又はこの省令施行の日のいづれか遅き日までに指定施設を使用して生産（加工及び修理を含む。以下同じ。）した物資以外の物資の生産のために當該指定施設を使用することができない。但し、別表に掲げる省令の規定により許可を受け、又は届出をした場合は、この限りではない。

**第二條** 主務大臣の指定する事業の用に供する工場、事業場、研究所等又は主務大臣の指定する工場、事業場、研究所等（以下指示施設という。）を経営し又は権限に基いて占有する者は、主務大臣の定めるところに従い、その許可を受けなければ、昭和二十年十月十日から當該指示施設の指定の日までに當該指示施設を使用して生産した物資以外の物資の生産のために當該指示施設を使用することができない。但し、別表に掲げる省令の規定により許可を受け、又は届出をした場合は、この限りではない。

**第三條** 前二條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

**第四條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行爲をなしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十年 商工  
文部  
農林 省令第一號の一部を次のように改正する。

**第二條** 削除。  
**第六條中「第二條、」を削る。**

この省令施行前になした行爲に關する罰則の適用については、昭和二十年 商工  
文部  
農林 省令第一號第二條本文の規定は、この省令施行後もなお、その効力を有する。

別 表

- 一 臨時船舶管理法施行規則第四條の二の規定による許可
- 二 昭和二十年 商工  
文部  
農林 省令第一號第四條第一項の規定による許可
- 三 昭和二十年厚生省令第四十六號第四條但書の規定による許可
- 四 昭和二十一年商工省令第二十六號第三條第一項の規定による届出



### 指定施設等の使用制限に関する件第一條の規定による指定

#### 一條の規定による指定 (昭和二十二年二月十五日 商工、文部、運輸省告示第一號)

指定施設等の使用制限に関する件第一條の規定により次のように定める。

指定施設等の使用制限に関する件第一條の許可を受けようとする者は、別記様式による和文申請書三通及び英文申請書五通を商工大臣、文部大臣又は運輸大臣に提出しなければならない。

別記様式(和文申請書)

指定施設の使用許可申請書

昭和 年 月 日

申請者の氏名又は名稱  
申請者の住所

商工大臣 殿

(文部大臣)

(運輸大臣)

一 指定施設の名稱

二 指定施設の所在地

三 生産(加工及び修理を含む。以下同じ。)しようとする物資名

- 四 生産しようとする物資を当該指定施設を使用して生産した経験の有無及び経験の期間
- 五 昭和十四年から昭和二十年までの間に当該指定施設を使用して生産した物資名及びその年次別生産数量
- 六 許可を受けて生産しようとする期間
- 七 前號の期間中の月別豫定生産数量
- 八 生産しようとする物資の仕向先及び仕向地
- 九 許可を受けて生産することによる設備の形質上の變更及びその範圍
- 十 指定施設の使用に要する豫定經費
- 十一 指定施設撤去後の生産繼續に関する計畫

APPLICATION TO CONVERT OR RECONVERT  
A DESIGNATED REPARATIONS  
PLANL

To:

From: (address and name)

Date:

- (1) Name of Plant
- (2) Location of Plant
- (3) Name of product(s) planned
- (4) Experience of the production planned
- (5) 1939-1945 production
- (6) Scale of production planned by months for period on this application
- (7) Period of desired permission
- (8) Plan and Location to continue the production after reparation removal
- (9) Scale of proposed changes in physical facilities
- (10) Intended expense for conversion or reconversion
- (11) Name or Location to which product(s) is (are) to be delivered

Signed

Title

別記様式(英文申請書)

指定施設等の使用制限に関する件第一條の規定による指定

一三四(自一三四ノ一六次)

### 重要物資在庫緊急調査令

(昭和二十三年三月二十七日)  
政令 第六十五條

(改正) 昭二三・六 政令第一三三號。九 第三一一號。昭二四・三 第六〇號。

昭和二十二年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發す命令に關する件に基く重要物資在庫緊急調査令をここに公布する。

**第一條** この政令は、國內資源を最も有効に活用して、日本經濟の再建を圖るため、國內に存在する重要物資の在庫量の緊急調査を行うことを目的とする。

**第二條** 昭和二十三年三月三十一日午前零時(以下調査時期という。)において別表に掲げる物資(以下指定物資という。)を同表に掲げる報告限度數量を超えて所有する者(閉鎖機關令による閉鎖機關を除くものとし、國が所有者である場合は、當該物資を管理している官署における當該物資の保管の責任者とし、調査時期において本邦外に在る者の所有する物資、所有者の不明である物資、國有纖維保全規則に規定する國有纖維又は請負契約による土木建築工事に用いてゐる物資については、

[追55]

當該物資を保管又は所持する者とする。以下報告義務者という。)は、當該指定物資について、この政令の定めるところにより、報告しなければならない。

報告義務者のうち業務に關して指定物資を所有する者は、指定物資の在る工場、事業場、事務所又は營業所(以下事業場という。)ごとに、前項の報告をしなければならない。この場合において、前項の報告限度數量の算定は、當該事業場ごとにこれを行うものとする。

**第三條** 報告義務者は、別記様式の報告書四通に、所定の事項を記入し、昭和二十三年四月十日までに、當該物資の所在地を管轄する市區町村長(國が所有者である場合は當該物資の所在地を管轄する都道府縣知事とする。)に提出しなければならない。但し特別の事情のある場合は、同年四月十五日までに、當該物資の所在地を管轄する都道府縣知事に提出することができる。

前項の場合において、當該物資の所在地が、同一都道府縣内の二以上の市區町村にわたる場合は、報告書は、これをいすれか一の市區町村長に提出することができる。

特別の事情により、第一項但書に規定する期日までに報告書を提出することができない者は理由を具して都道府縣知事(國が所有者である場合は主務大臣とする。)に申請して、報告書提出期日の延期の許可を受けなければならない。

**第四條** 市區町村長又は都道府縣知事は、前條の規定により受理した報告書のうち一通に受領證印を押して、これを報告義務者に返付しなければならない。

市區町村長又は都道府縣知事は、報告義務者が報告書の寫を提出して檢印を求めた場合に於いてその内容が報告書と相違ないことを認めるときは、これに檢印をして報告義務者に返付しなければならない。

重要物資在庫緊急調査令

一三四ノ九

[追53]

ならない。

報告義務者は、前二項の規定により返付を受けた報告書又は検印を受けた報告書の寫を當該物資の所在場所に備えつけなければならぬ。

第五條 市區町村長は、第三條第一項の規定により受理した報告書のうち三通を、昭和二十三年四月十五日までに、所轄の都道府縣知事に送付しなければならない。

都道府縣知事は、第三條第一項又は前項の規定により受理した報告書のうち一通を、昭和二十三年四月二十一日までに、報告義務者の事業の所管官廳（國が所有者である場合は當該物資の所在地を管轄する地方經濟安定局とし、報告義務者が事業を行う者でない場合は商工局當該都道府縣出張所とする。）に送付しなければならない。

都道府縣知事は、第三條第三項の規定により昭和二十三年四月十五日以後において報告書を受理したときは、當該報告書を受理した日から五日以内に、前項の規定に準じて、報告書を送付しなければならない。

第六條 報告義務者は、昭和二十三年三月三十一日に至る期間は、この政令の規定による報告義務を免れる目的を以て當該指定物資を譲り渡し、移動し又はその形質を變更してはならない。

第七條 指定物資を所有する者（閉鎖機關令による閉鎖機關を除くものとし、國が所有者である場合は、當該物資を管理している官署における當該物資の保管の責任者とし、本邦外に在る者の所有する物資、國有纖維保全規則に規定する國有纖維又は請負契約による土木建築工事に用いている物資については、當該物資を保管又は所持する者とする。）は、調査時期から二年の間、當該物資の所在

〔通 53〕

〔通 24〕

場所に帳簿を備え、調査時期以後における指定物資の讓受、受入又は生産について、左に掲げる事項を記載し、且つ、これに關する證據書類を保存しなければならない。但し、その所有する指定物資の數量が別表に掲げる報告限度數量を超えるに至らない場合は、この限りでない。

一 譲り受け又は受け入れた指定物資の種類別の數量、割當又は配給に關する公文書の發行廳名及び番號、讓受又は受入の年月日並びに讓受先又は受入先の氏名又は名稱及び住所

二 生産した指定物資の種類別の數量及び生産の年月日

前項に規定する者が、その所有する指定物資について、前項の規定による記載をせず若しくは虚偽の記載をなし又は前項の證據書類を保存していない場合は、その者は、當該物資を調査時期において所有していたにもかかわらず、これについて、第三條の規定による報告書の提出を怠つたものと推定する。

第八條 主務大臣又は都道府縣知事は、必要があるときは、當該官吏又は吏員に工場、事業場、事務所、營業所、倉庫その他の場所に立ち入り、業務の狀況又は指定物資、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏又は吏員が、立入検査をする場合は、その身分を示す證票を携帯し、且つ、關係人にこれを示さなければならない。

第九條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第三條の規定による報告書を提出せず又は虚偽の報告書を提出した者
- 二 第四條第三項の規定に違反した者

- 三 第六條の規定に違反した者
- 四 第七條第一項の規定に違反した者
- 五 前條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第十一條 第九條第一號又は第三號に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反行為に係る物資で犯人の所有するものは、その全部又は一部を沒收することができる。

前項の規定により沒收することができると思われる物資は、直ちに押收せられ、裁判手續の完了をまたず、速かに相當の機關に賣却せられ、その代價が保管せられなければならない。この場合に於いて、沒收せられないこととなつたときは、その代價は所有者に返還せられる。

犯罪の後、犯人以外の者が情を知つて第一項に規定する物資を取得した場合においても、第一項と同様とする。

第一項及び前項の場合において、その物資の全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴することができる。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年七月三十一日までに、相當官憲により何等かの措置がとられる前に、自發的に第三條

(追 24)

に規定する報告書を提出し、又は訂正し、若しくは補充しようとする者は、報告書一件につき五千圓の延滞手数料を國に納付しなければならない。

前項の延滞手数料は、報告書に納入印紙をはつて、これを納めなければならない。

(追 24)

1514131211109	8765	4321	物 資 名	報告限度數量	3130	29282726	252423	22	212019181716	物 資 名	報告限度數量
			石炭 亜炭 コークス	三 二 〇〇〇〇						生ゴム 再製ゴム	〇 〇 〇
			石油製品 原油 固體油及びアスファルト	一 〇 〇						紙 雲紙 絶縁材料及び材料(コルク)	〇 〇 〇
			他の石油製品	〇						鉄板 及 び 綫 綿をい(ウ)	一 〇 〇
			鉄鋼の二次製品	一 〇						通管 鋼管	一 〇 〇
			針金	五 〇						鋼索	五 〇
			鉛板	五						鋼箔	五
			亜鉛板	五						鋼屑	五
			鋼ケ	五						鋼屑	五
			板	一						鋼屑	一
			石綿	〇						鉛鋼	一
			ゴム	一						非鉄金屬	一

重要物資在庫緊急調査令

一三四ノ二二

3837 36 35343332

52 5150494847464544 43 42 4140 39

カ リ 化 カ リ	ア セ ト ノ ル	メ タ ノ ン ラ ッ ク	合 成 染 料	フ ク レ ノ ン ル	ト ル オ ル	ソ ル ベ ン ゾ ル ド ベ ン	純 ベ ン ゾ ル ド ベ ン	重 要 苛 性 ソ ル ド ベ ン	ソ ル ダ グ ラ イ ト	重 電 線 酸 同 合 金 屑	ア ル ミ ニ ウ ム 及 び	ア ン チ モ ン	ア ン チ モ ン	錫 鉛	故 鉛
-----------------------	-----------------------	---------------------------------	------------------	----------------------------	------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------	-----------------------	--------	--------

五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

69 68 67 66 6564 63626160' 5958575655 5453

バ ル ウ プ	レ ス 、 ホ ー ス を	エ ル ト 、 細 幅 織 物 紐 フ エ	其 の 他 の 織 維 製 品 （ メ リ ヤ ス 、 羊 毛 フ エ ）	織 物 （ 生 産 用 材 料 ） に 限 る	糸 （ 工 業 用 縫 糸 を 含 み 生 産 用 材 ） に 限 る	織 維 （ 生 産 用 材 ） に 限 る	草 皮 （ 生 産 用 材 ） に 限 る	革 （ 生 産 用 材 ） に 限 る	皮 （ 生 産 用 材 ） に 限 る	精 製 グ リ セ リ ン	粗 製 グ リ セ リ ン	硬 化 油 製 品	硬 化 油 製 品	重 工 業 用 硫 酸 カ リ
------------------	---------------------------------	---	---	--	--	---	---	--	--	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------

一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

[追24]

73 72 71 70

網 及 び 網	寝 具 （ 蒲 團 、 蒲 團 カ バ ） 、 蒲 團 敷 布 、 毛 布 及 び 蚊 帳 を い う	及 び 手 拭 、 脚 絆 、 手 袋 、 靴 下 、 足 袋 及 び 縫 糸 を い う	ズ ボ ン 下 、 シ ヤ ツ 、 服 外 套 、 生 地 、 織 維 製 品 （ 生 地 、 衣 料 品 及 び 家 庭 用 ）	バ ル プ 用 材 、 衣 料 品 及 び 家 庭 用 織 維 製 品 （ 生 地 、 衣 料 品 及 び 家 庭 用 ）
------------------	--	---	---	---

一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

76 75 74

チ ユ ー ブ	タ イ ヤ	靴 及 び 地 下 足 袋 （ 靴 含 む ） 、 ゴ ム 靴 及 び 革 靴 を
------------------	-------------	---

五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇 〇 〇
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

[追24]

備考 本表に掲げる物資の範囲は昭和二十三年總理廳令、法務廳令、外務省令、大藏省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第二號過剩物資等在庫活用規則の附表第一乃至第四に掲げる物資の範囲によるものとする。

別記様式

重要物資在庫報告書 (3月31日現在)

受付番  
\* 印

(1) 所有者の商號  
 (2) 所有者の住所  
 (3) 報告者の商號  
 (4) 報告者の住所

市町 村 印	業	(5) 所有者の主要 事業又は職業	(6) 市町 村 印	(7) 物資名	(8) 単位	(9) 在庫総数量	(10) 保有限度数量	(11) 過剰総数量	(12) 所在場所	(13) 物資の細目	(14) 細目別過剰数量
備考	(I) 他 (II) 下 (III) 特	(I) 他 (II) 下 (III) 特	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
(I) 他 (II) 下 (III) 特 備考 上記の通り相違ありませぬ 昭和28年 月 日											
			(15) 報告者の商號 報告者又は氏名	印	(16) 報告者の氏名	報告者名					

[ 24 ]

[ 25 ]

備考 本様式中保有限度数量及び過剰数量とは昭和二十三年總務省令、法務省令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令、第二號過剰物資、物資等在庫活用規則の規定による保有限度数量及び過剰物資の数量をいう。

重要物資在庫緊急調査令第八條による證票の指定

(昭和二十三年五月二十四日)  
 總理、外務、大蔵、法務、文部、厚生、農林、  
 商工、運輸、逓信、労働省告示第一號

重要物資在庫緊急調査令第八條による證票を次のように定める。

重要物資在庫緊急調査令第八條による證票の指定

一三四八一七



--	--

(裏面)  
用紙の大きさは日本標準規格、A7とし中央点線のと  
るより二折とする。

[表 2]

[裏 5]

<p>第八條 主務大臣又は都道府縣知事は必要があるときは該官 吏又は、吏員に工場、事業場、事務所、營業所、倉庫その他 の場所に立入り傍の状態又は指定物資、帳簿、書類その他必 要な物件を検査させることができる。前項の規定により、當該官吏又は吏員が臨検検査する場合 は、その身分を示す證票を携帯し、且つ關係者にこれを示さ なければならない。該各條の一に該官する者は、これを一年以下の懲役又 は一萬圓以下の罰金に處する。第三條の規定による報告書提出せず、又は虚偽の報告 書を提出した者 第四條第三項の規定に違反した者 第五條第四項の規定に違反した者 第六條第一項の規定に違反した者 第七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者 第十一條第九條第一號又は、第二號に掲げる違反行為があつた 場合においては、その違反行為に係る物資で犯人の所有する ものは、その全部又は一部を没収することができる。前項の 直ちに押收せられ、裁判手續の完了をまたす、速かに相當の 機關に買却せられ、その代價が保着せられなければならない。 この場合において、没收せられなければならないときは、 その代價は所有者に返還せられ、犯人以外の者が情を知つて第一項に規定する物 資を取得した場合には、第一項と同様とする。第一項に規定する物 資及び前項の場合に於て、その物資の全部又は一部を 没収することできないときは、その價額を追徴することができる。</p>	<p>第 號 昭和 年 月 日交付</p> <p>第 官 職 氏 名</p> <p>當該官廳又は都道府縣廳印</p>
--	--

重要物資在庫緊急調査令第八條による證票の指定

一三四ノ一九

### パイプ類臨時措置規則

(昭和二十一年十一月十四日)  
商工省令第四十九號

(改正) 昭二四・五 通産令第三號

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基いて、パイプ類臨時措置規則を、次のように制定する。

#### パイプ類臨時措置規則

第一條 この省令でパイプ類とは、別表に掲げたもの及びこれらの故をいう。但し、現に使用しているもの又は敷設してあるものを除く。

第二條 パイプ類を所有し又は占有する者は、この省令施行の日において、所有し又は占有するパイプ類について、その所在の場所毎に、様式第一號による報告書三通（鑛業法の適用を受ける事業場又は化學肥料の製造を目的とする工場に所在するパイプ類については二通）を、この省令施行の日から十五日以内に、當該パイプ類の所在の場所を管轄する地方長官（鑛業法の適用を受ける事業場又は化學肥料の製造を目的とする工場に所在するパイプ類については、當該パイプ類の所在の場所を管轄する通商産業局長）に提出しなければならない。

第三條 パイプ類を所有し又は占有する者は、この省令施行の日から六十日間當該パイプ類を譲り渡し、使用し又は隠匿若しくは退蔵の目的をもつて移動することができない。但し、左の各號の一に該當する場合には、この限りでない。

〔註釋〕

〔註釋〕

一 他の法令又は行政官廳の指示に基いてパイプ類を譲り渡し又は使用する場合

二 前號によつて譲り受けたパイプ類を使用する場合

三 特別の事情によつて通商産業大臣、通商産業局長又は地方長官の許可を受けた場合

前項本文の規定によつて譲り渡すことを禁止した場合においては、當該パイプ類は、これを譲り受けることができない。

第四條 通商産業大臣、通商産業局長又は地方長官は、必要があると認めるときには、パイプ類を所有し又は占有する者に對し、期限、數量、價格、譲り渡先その他必要な事項を定めて、これを譲り渡し又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の規定によつて譲り渡し又は引き渡すことを命ぜられたパイプ類を譲り渡し又は引き渡す場合には、昭和二十年勅令第六百五十七號第二條第一項、昭和二十年閣令、文部省令、農林省令、商工省令、運輸省令、第一號第一條及び會社經理應急措置法第二十二條の規定は、これを適用しない。

第五條 通商産業局長又は地方長官は、パイプ類について關係者から必要な報告をとり、又は當該官吏が必要な場所に臨檢させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定によつて當該官吏が臨檢検査をする場合には、その身分を示す様式第二號による證票を携帯し、且つ關係者の要求に應じてこれを示さなければならない。

第六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

- 一 第二條の規定に違反し、報告書の提出を怠り又は虚偽の報告書を提出した者
  - 二 第三條の規定に違反した者
  - 三 第四條第一項の規定に基いて發する命令に違反した者
  - 四 第五條の規定に違反し、報告をせず又は虚偽の報告をした者
  - 五 第五條の規定に違反し、検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- 第七條 第二條の場合において、報告の懈怠若しくは虚偽の報告がなされたとき又は第四條第一項の場合において譲り渡若しくは引き渡の命令違反があつたときには、その違反行為に係るパイプ類は、これを没収することができる。
- 第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第六條第一號乃至第四號の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、第六條の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

別 表

- 一 鋼管（電線管及び帯鋼熔接管を含む）、鑄鐵管及びこれらの継手
- 二 ヒューム管及びその継手
- 三 エタニット・パイプ及びその継手
- 四 パルプ

〔追 55〕

様式第一號

パイプ類現在高報告書

〔追 55〕

種 類	寸 法 別 數 量		入手先及び 入手の時期	引當、未引當 の有無(註一)	昭和二十一年九月及び十月 の使用數量 その他必要な事項(註二)
	本 數	寸 法 重 量			
所有者又は占有者の氏名又は名稱 住所又は主たる營業所所在地 職業又は事業			所有者の 氏名又は名稱 住所又は主たる營業所所在地 職業又は事業 (本人が占有者である場合)		

(註一) 極めて具體的であることを要する。例へば進駐軍向け資材であれば、そのP・D番號、アイテム番號、ストック番號その他必要な事項を記載すること

(註二) 故品については、その旨記載すること

様式第二號（用紙の大きさは日本標準規格B8とし、中央點線のところから二つ折とする。）

パイプ類臨時措置規則  
第五條の規定による證票

(表面)

(裏面)

第五條 通商産業局長又は地方長官は、パイプ類について關係者から報告をとり又は當該官吏を必要な場所にて臨檢させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定によつて當該官吏が臨檢検査をなす場合には、その身分を示す様式第二號に、よる證票を携帯し、且つ關係者の要求に應じてこれを示さなければならない。

第六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

(略)

第四條 第五條の規定に違反し、報告をせず又は虚偽の報告をしたもの

第五條 第五條の規定に違反し、檢者を拒か、妨げ又は忌避した者

通商産業局長又は都廳府縣の印

官職 氏名

昭和二十一年十一月 日交付

第 號

(備 出)

食糧關係

# 食料管理法

(昭和十七年二月二十日  
法律第四十號)

(改正) 昭一八・三 法律第五三號。一九・二 第四號。二一・一一 第五一號。二二・一二 第二四七號。  
昭二三・一二 第二七二號。昭二四・三 第三號。五 第一七一號。  
朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル食糧管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 食糧管理法

第一條 本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、稗麥、小麥、甘藷 (其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ) 馬鈴薯 (其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ) 米穀、大麥、稗麥、小麥、甘藷、馬鈴薯又ハ雜穀 (以下米麥等ト總稱ス) ノ生産者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米麥等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

第三條 米穀、大麥、稗麥、小麥、甘藷、馬鈴薯又ハ雜穀 (以下米麥等ト總稱ス) ノ生産者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シタル米麥等ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ  
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參

食糧管理法

酌シテ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ買入レタル米麥等ヲ食糧配給公團又ハ政府ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス  
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ全  
酌シテ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米麥等以外ノ主要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム  
第六條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出  
ヲ目的トスル賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ政府之ヲ定ム

第七條 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ貸付又ハ交付ヲ爲スコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貯藏、交換、加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第八條 第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ者ガ政府ニ賣渡スベキ米麥等ニ付政令ノ定ムル所  
ニ依リ検査ヲ受クベシ 但シ政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニアラズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

第九條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓  
渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造

〔追 60〕

ノ料金ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

〔追 60〕

第十一條 米穀、大麥、稗麥、又ハ小麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ノ政令ニ別段ノ定アル場合  
ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定  
ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政  
府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政府之ヲ定ム

政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ米穀、大麥、稗麥又ハ小麥  
以外ノ主要食糧ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第十二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ主要食糧ノ輸入税ヲ増  
減又ハ免除スルコトヲ得

第十三條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ  
行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ  
必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十四條 食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ定ムル食糧配給ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣

ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ主要食糧ノ適正ナル配給ヲ行フコトヲ目的トス

食糧配給公團ハ法人トス

第十五條 食糧配給公團ハ主タル事務所ヲ東京都ニ、從タル事務所ヲ都道府縣ニ置ク

第十六條 食糧配給公團ノ基本金ハ一億三千萬圓トス

前項ノ基本金ハ政府ニ於テ全額之ヲ出ス

食糧配給公團ノ運營資金ハ必要ニ應ジ借入金ニ依ルコトヲ得

第十七條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ、

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 基本金額ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 會計ニ關スル事項
- 八 公告ノ方法

定款ハ農林大臣及經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第十八條 食糧配給公團ハ政令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

[追 60]

第十九條 食糧配給公團ニハ所得稅及法人稅ヲ課セズ

[追 60]

都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノハ食糧配給公團ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但

シ特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 食糧配給公團ハ昭和二十五年四月一日又ハ經濟安定本部總務長官ノ命令アリタル日ニ

解散ス

前項ニ定ムルモノノ外食糧配給公團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 食糧配給公團ニ非ザル者ハ食糧配給公團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十二條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第

一項ノ規定ハ食糧配給公團ニ之ヲ準用ス

第二十三條 食糧配給公團ニ役員トシテ總裁、副總裁各一人、理事二、以上及監事一人以上ヲ置ク

總裁ハ食糧配給公團ヲ代表シ第二十八條ノ規定ニ基キ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ヲ代表シ總裁ヲ補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ掌理シ

總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ

掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務

ヲ行フ

監事ハ食糧配給公團ノ業務ヲ監査ス

第二十四條 總裁、副總裁、理事及監事ハ農林大臣之ヲ命ズ



第二十五條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公團ノ職員ノ中ヨリ主タル事務所又ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第二十六條 食糧配給公團ノ役員及職員ハ主要食糧ノ保管、加工若ハ輸送ヲ業トスル會社ノ株式ヲ所有シ又ハ此等ノ會社其他ノ企業業務ニ從事シ若ハ其ノ營業ニ付一切ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第二十七條 食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏其ノ他ノ政府職員トス  
總裁タル者ハ農林次官ト同級又ハ同格トシ其ノ他ノ役員タル者ハ一級又ハ之ト同格トシ職員タル者ハ一級、二級若ハ三級又ハ此等ト同格トシ此等ノ定員ハ農林大臣之ヲ定ム

食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏ニ關スル一般ノ法令ニ從フモノトス但シ農林大臣經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ給與、服務其ノ他必要ナル事項ニ關シ特例ヲ定メタルトキハ之ニ依ルモノトス

第二十八條 食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ定ムル食糧配給ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ其ノ監督下ニ左ノ業務ヲ行フ  
一 主要食糧ノ買入及賣渡  
二 主要食糧ノ保管、加工又ハ輸送  
三 前二號ノ事業ニ附帶スル業務

農林大臣ハ前項ニ規定スル權限ニシテ必要ナルモノヲ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得

第二十九條 食糧配給公團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

〔追 60〕

〔追 19〕

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條 食糧配給公團ハ每事業年度ノ前期及後期ノ開始ニ當リ六箇月毎ノ事業計畫及資金計畫ヲ定メ經濟安定本部總務長官ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條ノ二 食糧配給公團ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トシ之ヲ前期及後期ニ分ツ

第三十條ノ三 食糧配給公團ハ前條ノ各期毎ニ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ每期經過後二箇月以内ニ之ヲ經濟安定本部總務長官ニ提出シテ其ノ承認ヲ受クベシ

經濟安定本部總務長官前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ承認ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

食糧配給公團第一項ノ規定ニ依ル經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ公告シ且之ヲ定款ト共ニ各事務所ニ備置クベシ

前項ノ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ニ付テハ會計検査院ノ検査ヲ受ケ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金ヲ國庫ニ納付スベシ

食糧配給公團ハ帳簿書類其ノ他一切ノ記録ヲ整理且明瞭ニ記載シ會計検査院、經濟安定本部及主務官廳ノ検査ヲ受ケ得ル如ク整備シ置クベシ

第三十條ノ四 經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣主要食糧ノ適正ナル配給ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ヲシテ報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ業務ノ狀況、帳簿書類其ノ他必要ナル事項ヲ検査セシムルコトヲ得

第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ規定ハ第二十八條第二項ノ規定ニ依リ權限ノ委任ヲ受ケタル都道府縣知事ニ之ヲ準用ス但シ第二項中當該官吏トアルハ當該吏員トス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與フル必要アルトキハ其ノ報酬規程ヲ定メ經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟安定本部總務長官ハ食糧配給公團ノ役員ガ食糧配給公團ノ目的及業務ニ關シ其ノ任ニ過セズ又ハ其ノ職務ヲ適切ニ遂行セズト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十條ノ七 農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘

〔追19〕

〔追19〕

諸馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉株式會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有ニ屬スル施設ノ全部又ハ一部ヲ食糧配給公團ニ貸與スベキコトヲ命ズルコトヲ得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ其ノ業務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有者又ハ大藏大臣ヲ含ム管理者ニ對シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與スベキコトヲ命ジ又ハ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料ハ經濟安定本部總務長官豫メ定ムル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモノトス

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘諸馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉株式會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有シ又ハ占有スル資材ノ全部又ハ一部ヲ食糧配給公團ニ讓渡シ又ハ引渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタルトキハ食糧配給公團ハ同項ノ資材ノ讓渡又ハ引渡ノ日ヨリ一箇月以内ニ關係者ニ對シ正當ナル補償ヲ支拂フコトヲ要ス

農林大臣ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ前項ノ補償ニ關シ必要ナル規程ヲ定メタル後ニ非ザレバ第四項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得ズ

農林大臣ハ食糧配給公團ノ貸借シタル施設ヲ管理シ又ハ必要アリト認ムルトキハ保險ヲ附スル等ノ措置ヲ食糧配給公團ヲシテ採ラシムルニ付監督ヲ怠ラザル責任ヲ負フモノトス

農林大臣ハ前各項ノ規定ノ實施ニ關シ食糧配給公團又ハ關係各省大臣ヲ含ム關係者ニ對シ必要ナル措置ヲ命ジ又ハ求ムルコトヲ得

第三十一條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條ノ二 第三十條ノ七第一項、第二項又ハ第四項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條ノ三 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行爲ヲ爲シタル食糧配給公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第二十八條第一項ニ規定スル業務以外ノ業務ヲ行ヒタル場合
- 二 第三十條ノ四第一項(同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル場合

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第一項又ハ第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者  
前項第二號ノ場合ニ於テ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入シタル主要食糧ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 本法ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ本法ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條ノ二 第十三條第一項ノ規定ニ依ル調査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ職務ニ關シ

〔追19〕

〔追19〕  
知得シタル人又ハ法人ノ秘密ヲ他ニ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ六箇月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ同項ノ規定ニ依ル調査ヲ妨ゲタル者亦同シ

第三十四條 第三十一條乃至第三十三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 不正ノ手段ニ依リ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者
- 二 第八條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者

第三十六條 削除

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條、第三十一條ノ二、第三十二條、第三十三條又ハ第三十五條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十八條 削除

第三十九條 削除

第四十條 削除

第四十一條 削除

第四十二條 第二十一條ノ規定ニ違反シ食糧配給公團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ一萬圓以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 削除

第四十四條 本法附則施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十七年六月勅令第五百九十

一號ヲ以テ第一條乃至第七條、第九條乃至第二十三條、第二十五條乃至第三十四條、第三十五條第三號、第三十六條、第三十八條乃至第四十三條、第四十五條第一項第一號乃至第三號、第五號乃至第八號及同條第二項第三項並ニ第四十六條乃至第五十七條ノ規定ハ昭和十七年七月一日ヨリ、同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十一條、第三十二條、第三十四條及第三十五條第三號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ昭和十七年九月勅令第六百五十號ヲ以テ本條第一項第四號ノ規定ハ昭和十七年九月十五日ヨリ、昭和十七年十二月勅令第八百四十六號ヲ以テ第八條及第三十五條第一號第二號ノ規定ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ同法第三十七條ノ規定ハ同法第三十五條第一號第二號ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ同日ヨリ之ヲ施行ス)

第四十五條 左ニ掲グル法律ハ之ヲ廢止ス

- 一 農産物検査法
- 二 米穀統制法
- 三 米穀自治管理法
- 四 米穀配給統制法
- 五 穀共同貯藏助成法
- 六 政府所有米穀特別處理法
- 七 昭和九年法律第五十二號

〔追19〕

八 昭和十二年法律第九十號

前項ニ掲グル法律廢止前當該法律ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一項ニ掲グル法律ノ廢止ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中央食糧營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十七條 設立委員ハ定款ヲ作製シ政府ノ認可ヲ受クベシ

政府ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ第十九條第一項ニ掲グル事業ト同種ノ事業ヲ行フ株式會社、商業組合、商業組合聯合會、工業組合又ハ工業組合聯合會ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ對シ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル法人ハ中央食糧營團成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ中央食糧營團之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ法人ニ適用セズ

第四十八條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ政府ノ引受ケタル出資及勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ同條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ株式又ハ出資ニ引當テタル出資ヲ控除シタル

政府ハ前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ食糧配給事業評價委員會ノ議ヲ經ベシ

食糧配給事業評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ  
 前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ中央食糧營團總裁ニ引渡スベシ  
 總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地  
 ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

中央食糧營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十條 本法ニ規定スルモノノ外中央食糧營團ノ設立及第四十七條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ解散  
 ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 前五條ノ規定ハ地方食糧營團ニ付之ヲ準用ス 但シ第四十七條第二項中第十九條第一項  
 トアルハ第二十八條第一項トス

第五十二條 第四十七條第三項ノ規定ニ依リ解散シタル商業組合又ハ商業組合聯合會ノ發行シタル倉  
 庫證券アルトキハ之ヲ當該商業組合又ハ商業組合聯合會ノ權利義務ヲ承繼シタル食糧營團ノ發行シ  
 タル倉庫證券ト看做ス

第五十三條 登録税法中左ノ通改正ス

第五條ノ二 中央食糧營團ガ食糧營團債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベ  
 シ

- |                      |        |      |
|----------------------|--------|------|
| 一 食糧營團債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 | 毎回拂込金額 | 千分ノ二 |
| 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止     | 每一件    | 金十圓  |
- 從クル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録税ヲ納ムベシ

〔通49〕

〔通19〕

第十九條第七號中「農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團」ヲ「農地開發法」ノ下ニ「食糧管理法」  
 ヲ加フ

第五十四條 印紙税法第五條中第五號ノ二ヲ第五號ノ三、第五號ノ三ヲ第五號ノ四トシ第五號ノ次ニ  
 左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 食糧營團ノ發スル出資證券及食糧營團債券

第五十五條 産業組合中央金庫法第十五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

五 食糧營團其ノ他農林水産業ニ關スル事業ヲ營ム法人ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ爲  
 スコト

第五十六條 商工組合中央金庫法第二十九條第一項第三號中「又ハ自動車運送事業組合聯合會」ヲ、  
 「自動車運送事業組合聯合會又ハ食糧營團」ニ改ム

第五十七條 第十四條第三項ノ規定施行ノ際現ニ食糧營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ使用スル者ハ同項  
 ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十二條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ  
 附 則 (昭和二二・一二)  
 法律第二四七號)

第一條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

第二條 この法律施行前（附則第六條第一項の規定により繼續する地方食糧營團については、同條第  
 二項の規定により効力を有する改正前の規定の失効前）にした行爲に對する罰則の適用並びに食糧  
 營團の解散及び清算に關しては、改正前の規定は、この法律施行後（附則第六條第一項の規定によ

り存続する地方食糧管團については、同條第二項の規定により効力を有する改正前の規定の失効(後)も、なおその効力を有する。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、食糧配給公團の設立に關する事務を處理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成して、農林大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときは、設立委員は、遲滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第五條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遲滞なくその事務を食糧配給公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

食糧配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六條 この法律施行の際現に存する地方食糧管團は、この法律施行後も、なお存続する。

前項の規定により存続する地方食糧管團について、改正前の第四條、第十四條、第二十五條乃至第二十八條、第二十九條において準用する第十五條第三項、第十七條、第十九條第三項、第二十條、第二十一條及び第二十三條並びに第三十條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第七條 食糧配給公團が成立したときは、前條第一項の規定により存続する地方食糧管團は、その成立の日に解散する。

地方食糧管團は、清算の目的の範圍内においては、その清算の結了するまでなお存続するものと

〔追19〕

みなす。

〔追19〕

第八條 食糧配給公團が成立したときは、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社は、その成立の日に解散する。

第九條 大藏大臣及び農林大臣は、食糧配給公團の業務開始の日に、地方食糧管團、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社を閉鎖機關令による閉鎖機關に指定しなければならない。

第十條 日本甘藷馬鈴薯株式會社は、政令の定めるところにより、その解散の際における剩餘金を食糧配給公團に納付しなければならない。

前項の規定による納付金は、法人税法による所得の計算上これを益金に算入しない。

第十一條 食糧配給公團でない者でこの法律施行の際現に食糧配給公團又はこれに類似の名稱を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第四十二條の規定を適用しない。

## 食糧管理法施行令

(昭和十七年六月二十四日  
勅令第五百九十二號)

(改正) 昭一七・一〇 勅令第六八五號。一八・九 第七一三號。同一〇 第七六六號。第七九三號。  
同一一 第八二三號。同一二 第九一四號。一九・一〇 第五八二號。二〇・一一 第六七  
三號。二一・二 第八七號。同五 第二五七號。同九 第四五七號。二二・四 第一九一號。  
同一二 政令第三三〇號。二三・三 第六八號。同六 第一三一號。

朕食糧管理法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

食糧管理法施行令

第一條 食糧管理法第二條の規定により食糧を次のように定める。

- 一 穀粉
  - 二 めん類
  - 三 パン
  - 四 でん粉
  - 五 でん粉かすその他粉食に供せられる食糧で農林大臣の指定するもの
  - 六 昭和二十年八月十五日以降輸入された食糧で農林大臣の指定するもの
- 第二條 食糧管理法第三條第二項の買入の價格及び同法第四條第二項の賣渡の價格は、毎年これを定める。

前項の規定により定める買入又は賣渡の價格は、經濟事情の變動が著しい場合においては、これを改定することができる。

第三條 食糧管理法第七條第一項の規定による主要食糧の交付は、公共團體、公益法人その他農林大

[追19]

臣の適當と認める者が主要食糧を試験研究の用に供しようとする場合にこれを行う。

[追19]

前項の交付に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四條 でん粉の製造をする者は、命令の定めるところにより、その製造したでん粉で命令で定めるものを政府に賣り渡さなければならぬ。

第五條 命令で定める要件を具え、且つ、命令の定めるところにより農林大臣の指定を受けた者(以下指定業者という。)でなければ、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡の委託を受けることはできない。

農林大臣は、指定業者が法令に違反し、若しくは前項の命令で定める要件を缺くに至つたとき、又は指定業者の業務が不適當であると認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

第六條 政府以外の者は、米穀、大麥、はだか麥、小麥、甘しよ(その加工品たる食糧を含む。)、馬鈴しよ(その加工品たる食糧を含む。)(若しくは農林大臣の指定する雜穀(以下米麥等と總稱する。))の生産者又はでん粉の製造をする者からその生産した米麥等又は製造したでん粉を買ひ受けてはならない。但し、農林大臣の指定した場合は、この限りでない。

第七條 農林大臣は、食糧配給公團その他命令で定める者又は指定業者に對し、主要食糧の買受若しくは賣渡の委託又はその者が買ひ受け、若しくは賣渡の委託を受けた主要食糧の賣渡若しくはその委託に關し、必要な命令をすることができる。

第八條 農林大臣又は都道府縣知事は、第四條、前條、第九條又は食糧管理法第三條第一項の規定により賣渡をすべき場合を除いて、主要食糧を所有する者に對し、その者の行う主要食糧の讓渡に關

し、その相手方又は時期を制限することができる。

**第九條** 農林大臣又な都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第四條、第七條又は食糧管理法第三條第一項の規定により賣渡をすべき場合を除いて、命令の定めるところにより、主要食糧の所有者に對し、その所有する主要食糧を政府に賣り渡すべきことを命ずることができる。

**第十條** 昭和二十年八月十五日以降輸入された主要食糧は、左の場合を除いて、何人もこれを賣り渡し、又は買ひ受けてはならない。

一 政府が買ひ受け、又は賣り渡す場合

二 食糧配給公團その他農林大臣の指定する者が農林大臣又は都道府県知事の指示に基き賣り渡す場合

三 政府、食糧配給公團その他農林大臣の指定する者から買ひ受ける場合

**第十一條** 農林大臣は、命令の定めるところにより、主要食糧の移動を制限することができる。

**第十二條** 農林大臣又は都道府県知事は、その定めるところにより、主要食糧を原料又は材料として物品を製造する者に對し、當該物品の原料又は材料たる主要食糧の消費又は使用に關し必要な制限をすることができる。

**第十三條** 農林大臣又は都道府県知事は、その定めるところにより、主要食糧の加工又は製造を業とする者に對し、主要食糧の加工又は製造に關し必要な命令をすることができる。

**第十四條** 農林大臣は、必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、普通地方公共團體の長又はこれに準ずる者に、主要食糧の管理の實施に關し、必要な事務を行わせることができる。

[追 19]

附 則

[追 60]

**第十五條** この政令は、公布の日から、これを施行する。

**第十六條** この政令施行後昭和二十三年三月三十一日までの間においては、市町村農業會、都道府県農業會及び全國農業會は、第五條第一項の規定にかかわらず、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡の委託を受けることができる。

**第十七條** この政令施行後昭和二十三年三月三十一日までの間においては、第七條中「指定業者」とあるのは、「指定業者、市町村農業會、都道府県農業會若しくは全國農業會」と読み替えるものとする。

**第十八條** 食糧配給公團が成立するまでは、第七條中「食糧配給公團」とあるのは、「地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社・日本澱粉株式會社」と、第十條中「食糧配給公團」とあるのは、「地方食糧營團」と読み替えるものとする。

**第十九條** 従前の第十一條の五の規定に基き主要食糧の移動制限に關し都道府県知事とした命令は、この政令施行後二箇月に限り、なおその効力を有する。

**第二十條** 昭和二十二年法律第二百四十七號(食糧管理法の一部を改正する法律)附則第六條第一項の規定により存続する地方食糧營團については、従前の第十九條第二項、第二十條及び第二十一條の規定は、この政令施行後も、なおその効力を有する。

**第二十一條** 日本甘藷馬鈴薯株式會社が解散したときは、解散の日現在における財産目録、貸借對照表、事業報告書及び損益計算書を作成し、解散の日から三十日以内にこれを農林大臣に提出しなげ



ればならない。

第二十二條 農林大臣は、前條の書類を審査し、日本甘藷馬鈴薯株式会社が食糧配給公園に納付すべき剰餘金の額を定め、これを當該會社に通知しなければならない。

第二十三條 日本甘藷馬鈴薯株式會社は、前條の通知を受けたときは、遅滞なくその通知を受けた額の剰餘金を食糧配給公園に納付しなければならない。

### 食糧管理法施行規則

(昭和二十二年十二月三十日  
農林省令第三百三號)

(改正) 昭二三・四 第三一號。 第三四號。 同六 第四七號。 第四八號。 同七 第五八號。

第五九號。 一〇 第九九號。 一二 第一一五號。 第一二二號。 昭二四・六 運、農令第二號

食糧管理法施行規則を次のように改正する。

#### 食糧管理法施行規則

第一條 (削除)

第二條 (削除)

第三條 都道府縣知事は、食糧管理法第三條第一項の規定により政府に賣り渡すべき米穀、大麥、はだか麥、小麥、甘しよ(その加工品たる食糧を含む。以下同じ)、馬鈴しよ(その加工品たる食糧を含む。以下同じ)又は農林大臣の指定する雜穀(以下米麥等と總稱する)につき、その賣渡の時期を定めなければならない。

[追 6]

[追 19]

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により定められた時期を改定することができる。

都道府縣知事は、第一項の規定により時期を定め、又は第二項の規定により時期を改定したときは、地方自治法第十五條の規定による規則の公布と同一の方法により、これを公示しなければならない。

第四條 食糧管理法施行令(以下令という。第五條第一項の規定による指定業者の指定(以下業者指定という)を受けようとする者は、様式第一號による賣渡委託登録臺帳(以下登録臺帳という)を作成し、米麥等の生産者の賣渡委託豫備登録(以下豫備登録という)を受けた後當該登録臺帳に主要食糧検査令施行規則第一條の検査官の證印を受けなければならない。

第五條 業者指定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に前條の規定による豫備登録を受けた登録臺帳を添え、その住所又は營業所の所在する都道府縣にある食糧事務所の長を経てこれを農林大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名稱
- 二 住所又は營業所の位置
- 三 取扱主要食糧の種類
- 四 事業區域
- 五 保管輸送その他業務に必要な施設の状況
- 六 その他参考となるべき事項

事業区域は、市町村をその単位とする。

業者指定を受けようとする者は、その者が豫備登録を受けた米麥等の生産者の数がその単位事業区域において五十人以上でなければ、第一項の申請をすることができない。但し、当該単位事業区域域内における米麥等の生産者の数が百五十人未満である場合は、当該生産者の数の三分の一以上の者から豫備登録を受けなければならない。

第六條 業者指定は、農林大臣が申請者に様式第二號による業者指定票を交付することによつて、これを行う。

前條第三項の規定による豫備登録を受けた者は、食糧管理法、物價統制令その他割當及び配給に關する諸法令違反の行爲により處罰を受けたことがない場合は、農林大臣から業者指定を受けることができる。

第七條 農林大臣は、第五條の規定による申請をした者に對し、業者指定をしなかつたときは、當該申請者にその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた申請者は、その者に豫備登録をした米麥等の生産者にその旨通知するものとする。

第一項の規定による通知を受けた者は、業者指定を受けなかつたことに異議があるときは、當該通知を受けた日から十日以内に經濟安定本部總裁に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立を受けた場合において、經濟安定本部總裁が、當該申立を受けた者から三十日以内に裁決をしなかつたときは、農林大臣は當該異議が採擇されたものと認めて、當該申立者に對

〔通 19〕

し業者指定を行う。

前項の經濟安定本部總裁の裁決は、最終裁決とする。

前五項の規定は、農林大臣が令第五條第二項の規定により業者指定を取り消した場合にこれを準用する。

第八條 賣渡委託登録（以下登録という。）又は豫備登録は、米麥等の生産者が登録臺帳に年月日、氏名及び住所並びに當該指定業者又は業者指定を受けようとする者に賣渡の委託をすべき米麥等の種類を記入し、且つ、なつ印をすることによりこれを行う。

業者指定を受けた者に對してした豫備登録は、これを業者指定のあつたときに登録とみなす。

第九條 指定業者は第五條第一項に掲げる事項に変更を生じたときは、その住所又は營業所の所在する都道府縣にある食糧事務所の長を経て、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

第十條 米麥等の生産者は、毎年三月三十一日に限り、その登録先を変更することができる。

第十一條 前條の規定による登録先の變更は、米麥等の生産者が新に登録しようとする指定業者に對して、従前の登録のまつ消の請求を依頼すると共に、その指定業者の登録臺帳に登録することによつて、これを行う。但し、米麥等の生産者が新に業者指定を受けようとする者に登録先を変更しようとするときは、豫めその者に豫備登録をしなければならない。

前項の規定による依頼を受けた指定業者は、遅滞なく従前の登録先たる指定業者に對し登録のまつ消を請求しなければならない。

前項の規定により登録のまつ消の請求を受けた指定業者は、遅滞なくその登録をまつ消しなければならない。

前項の規定による登録のまつ消は、指定業者が第八條第一項の記入事項をまつ消し、年月日を記載し、且つ、なつ印した後検査吏員のなつ印を受けることによつてこれを行う。

第十二條 第七條の規定による登録先の變更に因つて、當該指定業者に登録している米麥等の生産者の数がその單位事業區域において第五條第三項に掲げる數に満たなくなつた場合においては、農林大臣は當該單位事業區域についての業者指定の取消をする。

第十三條 米麥等の生産者は、左の各號別以外には、その登録先又は豫備登録先を異にすることはできない。

- 一 米穀、大麥、はだか麥、小麥及び雜穀
- 二 甘しよ及び馬鈴しよ

第十四條 指定業者に登録した米麥等の生産者は、當該指定業者に對し、第三條の規定による賣渡時期までに、その生産した米麥等で食糧確保臨時措置法（以下措置法という。）第七條第一項の規定による市町村長より指示を受けた農業計畫に定める供出數量（同法第八條第五項において準用する同法第六條第二項の規定により供出數量變更の決定があつたときは、その變更後の數量）に相當するものを政府に賣り渡すべき旨の委託をしなければならぬ。

指定業者は、前項の規定による委託を受けたときは、遲滞なく當該米麥等を政府に賣り渡さなければならぬ。

第十五條 指定業者に登録しない米麥等の生産者は、第三條の規定による賣渡時期までに、その生産した米麥等で措置法第七條第一項の規定により市町村長より指示を受けた農業計畫に定める供出數量（同法第八條第五項において準用する同法第六條第二項の規定により供出數量變更の決定があつたときは、その變更後の數量）に相當するものを政府に賣り渡さなければならぬ。

第十五條の二 指定業者は、措置法第七條第一項の規定により市町村長から指示を受けた農業計畫に定める供出數量を超えて米麥等を政府に賣り渡そうとする米麥等の生産者であつて、自己の事業區域の屬する都府縣（北海道においては支廳）に居住するものについては、その事業區域にかかわら

〔通則〕

ず、當該米麥等を政府に賣り渡すべき旨の委託を受けることができる。

〔通則〕

第十四條第二項の規定は、前項の規定により賣渡の委託を受けた指定業者にこれを準用する。

第十六條 前三條の規定により米麥等の賣渡の申込を受けたときは、政府は、當該米麥等につき主要食糧検査令による検査をした後これを買い入れると共に、遲滞なく様式第三號による主要食糧買入代金支拂證券（以下支拂證券という。）を發行し、これを當該米麥等の賣渡又は賣渡の委託をした生産者に交付する。

第十七條 政府は、支拂證券の交付を受けた米麥等の生産者に對し、その支拂證券と引換に、米麥等の代金を支拂う。

第十八條 農林大臣は、でん粉を製造する者に對し、その工場ごとに第四條の規定により政府に賣り渡すべきでん粉の數量及び賣渡の時期を定め、これを通知する。

農林大臣は、必要があると認めるときは、前項の數量又は時期を改定することができる。

第十九條 でん粉の製造をする者は、前條の規定により定められ、又は改定された數量に相當するでん粉を、同條の規定により定められ、又は改定された時期までに政府に賣り渡さなければならぬ。

第二十條 農林大臣は、令第三條第一項の規定により農林大臣から主要食糧の交付を受けた者が、交付の條件に違反し、その他不正の行爲をしたときは、主要食糧の價格に相當する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第二十一條 食糧管理法第三條第一項、令第四條、令第七條又は令第九條の規定により賣り渡すべき場合を除いて、米麥等の生産者又はでん粉の製造をする者は、その生産した米麥等又は製造したでん粉を政府以外の者に賣り渡してはならない。但し、農林大臣の指定する場合又は特別の事情により都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第二十二條 米麥等の生産者又はでん粉の製造をする者は、措置法第七條第一項、同法第八條第五項

において準用する同法第六條第二項又は第十八條の規定により定められ、又は改定された數量に相當する米麥等又はでん粉を食糧管理法第三條第一項又は令第四條の規定に基き賣り渡した後でなければ、その生産した米麥等又は製造したでん粉を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の指定する場合又は特別の事情により都道府府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第二十三條 食糧管理法第三條第一項、令第四條、令第七條又は令第九條の規定により賣り渡すべき場合を除いて、米麥等又はでん粉の所有者は、その所有する米麥等又はでん粉を政府、食糧配給公團その他農林大臣の指定する者以外の者に對し賣り渡してはならない。但し、左の各號に該當する場合、この限りでない。

一 食糧配給公團が農林大臣又は都道府府縣知事の指示に従い賣り渡す場合  
二 その他農林大臣の指定する場合  
第二十四條 農林大臣又は都道府府縣知事は、令第九條の規定により主要食糧の賣渡を命ずる場合においては、當該主要食糧の所有者に對し、賣り渡すべき主要食糧につき、左に掲げる事項を記載した賣渡命令書を交付しなければならない。

- 一 所有者の住所及び氏名
- 二 種類、銘柄、等級、數量及び所在の場所
- 三 買入の價格
- 四 引渡の時期及び場所
- 五 その他必要と認める事項

前項第三號の買入の價格は、農林大臣が時價に準據してこれを定める。  
農林大臣又は都道府府縣知事は、必要があると認めるときは、第一項各號に掲げる事項を變更することができる。この場合においては、當該所有者に對し、變更のあつた事項を書面で通知しなければならない。

〔通 49〕

ばならない。

〔通 60〕

第二十五條 農林大臣又は都道府府縣知事は、主要食糧を自己の生活上又は業務上消費する者（以下消費者という。）に對し、その者が食糧配給公團から主要食糧を購入するための購入切符又は購入通帳（以下購入券という。）を發給する。

前項の購入券の様式は、農林大臣がこれを定める。  
農林大臣又は都道府府縣知事は、購入券に購入すべき主要食糧の種類、數量、購入先、購入の時期その他必要な事項を記載することができる。

農林大臣は、第一項の農林大臣の發給する購入券の交付及びこれに伴う證明に關する事務を都道府府縣知事又は市町村長をして行わせることができる。  
第二十六條 食糧配給公團は、購入券に記載するところに従い、且つ、これと引き換え（引き換えに代るべき記入等を含む。以下同じ。）でなければ、主要食糧を賣り渡してはならない。

消費者は、購入券に記載するところに従い、且つ、これと引き換えでなければ、食糧配給公團から主要食糧を買い受けてはならない。  
前二項の規定は、左に掲げる場合には、これを適用しない。  
一 食糧配給公團が連合國駐屯軍に對し連合軍最高司令官の發行する調達要求書により賣り渡す場合  
二 天災事變によりやむをえない場合

第二十七條 購入券は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。  
第二十八條 食糧配給公團は、毎日における配給豫定數量を配給所の店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第二十九條 主要食糧（第三條第一項の規定により農林大臣の指定する雜穀以外の雜穀及び令第一條

第五號の食糧を除く。以下本條中同じ。は、左に掲げる場合を除いて、何人もこれを輸送し、又はこれにつき輸送の委託をし、若しくは輸送の委託を受けてはならない。

一 生産者、指定業者その他の者が法令による業務に基き主要食糧を輸送し、又はこれにつき輸送の委託をするとき

二 政府若しくは食糧配給公團から主要食糧の賣渡を受け、若しくは集荷、輸送、加工等の委託を受けた者又は政府の指示に基き主要食糧の賣渡若しくは賣渡の委託を受けた者が、當該主要食糧を輸送し、又はこれにつき輸送の委託をするとき

三 旅行者、轉居者その他都道府縣知事の指定する者が都道府縣知事の定める數量の範圍内の主要食糧を輸送し、又はこれにつき輸送の委託をするとき。但し、旅行者についてはその居住する市町村長の發行する旅行證明書、轉居者についてはその轉出した市町村長の發行する轉出證明書を持参するものに限る。

四 前各號の一に該當する場合において、當該各號に掲げる者又は第五號の規定により都道府縣知事の許可を受けた者から當該主要食糧につき輸送の委託を受けるとき、又は輸送の委託を受けて輸送するとき

五 特別の事情により主要倉糧の輸送又はその委託につき農林大臣又は都道府縣知事の許可を受けた場合

六 その他農林大臣の指定する場合

前項の規定により主要食糧を輸送する者又はこれにつき輸送の委託をする者が左に掲げる輸送機

〔追 60〕

關によりこれを輸送し又は輸送することを委託しようとするときは、別表一、及び二、に定める區分に従い、當該輸送が正當なものであることを證明する文書（「以下證明書」という。）の交付を受けなければならない。

一 鐵道、軌道（専用軌道を除く。以下同じ。）

二 自動車（オート三輪車を含む。以下同じ。）

三 汽船

四 機帆船（帆船及び被えい船を含み、同一港内輸送を除く。以下同じ。）及びはしけ（同一港内輸送を除く。以下同じ。）

第一項の規定により主要食糧を輸送する者又はこれにつき輸送の委託を受け輸送する者が前項の輸送機關によりこれを輸送するときは、證明書を當該物資とともに送付しなければならない。前二項の規定は第一項第三號の規定により旅行者又は轉居者が自ら携行の上第二項の規定による輸送機關により主要食糧を輸送する場合には、適用しない。

第三十條 農林大臣の指定する物品の製造（加工を含む。）をする者は、政府又は食糧配給公團から買受けたものでなければ、米麥等又はでん粉を、當該物品の原料又は材料として使用してはならない。但し、農林大臣の指定した場合その他特別の事情により農林大臣又は都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第三十一條 主要食糧の生産費、生産高、現在高、消費高及び移動高の調査は、別に定める要綱に基きこれを行う。

前項の調査その他主要食糧の管理に必要な調査を行うため必要があると認めるときは、農林大臣又は都道府県知事は、主要食糧の生産者、指定業者、食糧配給公團、主要食糧の製造又は加工を業とする者その他主要食糧の取扱を業とする者に對し報告を命じ、又は當該官吏若しくは吏員に、倉庫、工場、事業場、店ぼその他の場所に臨檢し、業務の狀況、主要食糧又は帳簿書類を檢査させることができる。

**第三十二條** 經濟安定本部總務長官、農林大臣又は都道府県知事は、食糧管理法第十三條第二項又は同法第三十條の四第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定により、當該官吏又は吏員に臨檢檢査させる場合においては、様式第四號による證票を携帯させなければならぬ。

**第三十三條** 昭和二十二年農林省令第八十二號（肥料配給公團の剩餘金を國庫に納付させる件）第二條及び第三條の規定は、食糧配給公團にこれを準用する。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令施行後昭和二十三年四月三十日までの間において、農業團體法に基く市町村農業會、都道府県農業會又は全國農業會が存続する場合においては、これらの農業團體に關する従前の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

この省令中（第十八條を除く。）「食糧配給公團」とあるのは、食糧配給公團が成立するまでの間においては、「地方食糧營團」と讀み替えるものとする。但し、第九條中「食糧配給公團」とあるのは、「地方食糧營團」、日本甘藷馬鈴薯株式會社又は日本澱粉株式會社」と讀み替えるものとする。

〔通 50〕

従前の主要食糧の配給割當を證明する文書は、昭和二十三年七月三十一日（勞務者に對する加配分の配給割當を證明する文書については十月三十一日）までの間においては、第二十五條の規定により發給されたものとみなす。

〔通 50〕

自作農創設特別措置法第六條第三項但書の規定は、前項の對價につきこれを準用する。

第十七條及び第四十九條の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭二三・一二）  
（農令第一一五號）

1 この省令は、公布の日から施行する。但し、食糧確保臨時措置法第十二條の規定による市町村農業調整委員會、同法第十九條の規定による地區農業調整委員會、同法第二十一條の規定による都道府県農業調整委員會及び同法第二十五條の規定による地方農業調整委員會が成立するまでは、改正前の食糧管理法施行規則第一條、第二條、第三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十五條の二第一項、第二十二條、第二十九條及び食糧緊急措置令第一條ノ二の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

2 改正前の食糧管理法施行規則第一條第一項の米麥等で昭和二十三年産のものについては、改正前の食糧管理法施行規則第一條、第二條、第三條第一項、第十四條第一項、第十五條、第十五條の二第一項、第二十二條、第二十九條、主要食糧檢査令施行規則第三條第五項及び食糧緊急措置令施行規則第一條ノ二の規定は、この省令施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭二三・一二）  
（農令第一一二號）

この省令は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

附 則 (昭二十四・六 農、運令第二號)

この省令は、昭和二十四年六月二十日から施行する。但し、重要物資輸送證明規則（昭和二十二年  
總理廳令、外務省令、内務省令、大藏省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、  
運輸省令、遞信省令、労働省令第一號）に基いて發給された出荷證明書は、この省令施行後もなおそ  
の効力を有する。

様式第一號

臺帳作成年月日

表

主要食糧賣渡委託登録臺帳

主要食糧集荷業者指定を受け  
ようとする者の名稱又は氏名  
印  
事 業 區 域

裏

登録受 付番號	主要食糧 の種類	住 所	生 産 者 氏 名	印	豫備登録 年月日	食糧検査 吏員印	登録取消 年月日	食糧検査 官印

表

〇〇都道府縣第 號 指定業者の名稱又は氏名

住所又は營業區域

主要食糧(種別)集荷業者指定票

年 月 日

農 林 大 臣

縱二五・七糎  
 横一一・二糎  
 厚紙  
 色白

裏

注 意

一 指定業者は本票を保存し、店頭に指定番號を掲示すること。

二 指定業者は指定取消を受けたときは、農林大臣に返還すること。

〔追 19〕

主要食糧買入代金支拂證票

買入年月日	年 月 日	發行	縣	郡	
發行年月日	年 月 日	番號		村	

(支拂金融機關名 )

受領者 住所氏名

種類	年産	銘柄	
----	----	----	--

包装	量目	等級	數量	單價	金額	備考
計						

〇〇食糧事務所長 印  
 食糧検査官氏名 印

保管業者氏名 印  
 取扱指定業者氏名又は名稱 印

◎注意 保管業者氏名なつ印は政府が倉庫で買入れた場合に限る。  
 本證票による支拂は振替拂によることがある。

縱一八・六糎  
 横一三・〇糎



第 號 昭和 年 月 日交付

表

食糧管理法第十三條及びの規定に依る職務の執行に

農林省、 經濟部
又は都道府 縣印

縦一〇釐  
横七釐  
厚紙  
色白

官 職 氏 名

〔追19〕

裏

食糧管理法第十三條 主要食糧生産費、生産高、現在高及移動ノ調査家計費ノ調査其ノ他  
 主要食糧管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ  
 吏員ヲシテ必要ナル場所ヲ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムル  
 コトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ命令ノ定ムル  
 所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ  
 食糧管理法第三十條ノ四 經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣主要食糧ノ適正ナル配給ヲ  
 確保スル爲必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコト  
 ヲ得  
 經濟安定本部總務長官又ハ農林大臣必要アリト認ムルトキハ食糧配給公團ヲシテ報告ヲ  
 爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ業務ノ状況、帳簿書類其ノ他必要ナル事項ヲ檢査セシムル  
 コトヲ得  
 第十三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
 前二項ノ規定ハ第二十八條第二項ノ規定ニ依リ權限ノ委任ヲ受ケタル都道府縣知事ニ之  
 ヲ準用ス但シ第二項中當該官吏トアルハ當該吏員トス  
 食糧管理法施行規則第三十一條 主要食糧ノ生産高、現在高、消費高及び移動高ノ調査は、  
 別に定める要綱に基キこれを行フ。  
 前項ノ調査その他主要食糧ノ管理に必要な調査を行フため必要があると認めるとき  
 は、農林大臣又は都道府縣知事は、主要食糧ノ生産者、指定業者、食糧配給公團、主要  
 食糧ノ製造又は加工を業とする者その他主要食糧ノ取扱を業とする者に対し、報告を命  
 じ、又は當該官吏若しくは吏員に、倉庫、工場、事業場、店舗その他の場所に臨檢し、  
 業務ノ状況、主要食糧又は帳簿書類を檢査させることができる。

〔追54〕

食糧管理法の施行に関する件

(昭和二十二年十二月三十日)  
農林省告示第九十六號

(改正) 昭二三・六 農告第一三一號。 同七 第一五五號。 一一 第二四一號。 一二 第二六六號。 昭二四・四 第六八號。 第六九號。 第八〇號。

食糧管理法の施行に關し次のように定める。

一 食糧管理法第四條第一項の政府の指定する者

官廳

油糧配給公團、飼料配給公團

(三) その他農林大臣の適當と認める者

二 食糧管理法施行令(以下令という) 第一條第五號の農林大臣の指定する食糧

どんぐり

くず根

(四)(三)

白ぬか

しょう麥

三 令第一條第六號の農林大臣の指定する食糧

茗茶、果實及び核子

茶、コーヒー、ココア(砂糖を加えないもの)

こもよう、カレー、マスタード

砂糖 ぶどう糖、麥芽糖

糖みつ、蜂蜜

菓子、ビスケット(砂糖を加えないもの)

ジャム、フルーツゼリー

果汁、糖水

ソース、食酢

鳥獸肉類

魚介類

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)

食糧管理法の施行に関する件

- (三) バター、人造バター、ギー、チーズ
- (四) コンデンスミルク
- (五) インフアントフード
- (六) ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他類似の滋養飲料
- (七) 鳥卵液及び鳥卵粉
- (八) 醸水、ソーダ水その他砂糖又は酒精を含まない諸飲料
- (九) レーション、デザートパウダー、アイスクリームマックス、粉末レモン、固形スープ、粉末ス
- (十) 大豆油、綿子油、獸脂その他の食用油脂
- (十一) ベーキングパウダー
- (十二) イースト及びイーストフツド
- 四 令第六條但書の農林大臣の指定する場合
- (一) 都道府縣知事の指定する山間へき地又は離島において、都道府縣知事の指示に従い買い受ける場合
- (二) 旅行者外食券を交付するため、食糧配給公團が買い受ける場合

〔連 19〕

〔連 54〕

- (二) 二米麥等の生産者又はその同一世帯員の轉出に際し、その保有する米麥等を食糧配給公團が買い受ける場合
- (三) 農林大臣又は都道府縣知事の指示に従い、くす米麥又は碎米麥を買い受ける場合
- (四) その他特別の事情により、都道府縣知事の許可を受けた場合
- 五 令第十條第二號及び第三號の農林大臣の指定する者
  - (一) 砂糖につき、食料品配給公團並びに砂糖需給調整規則第二條第一項の登録小賣業者及び登録卸賣業者
  - (二) かん詰につき、食料品配給公團並びにかん詰需給調整規則第二條第一項の登録小賣業者及び登録卸賣業者
  - (三) 油糧につき、油糧配給公團及び同公團が油糧配給公團法に基き指定する取扱業者
  - (四) 飼料につき、飼料配給公團及び同公團が飼料配給規則に基き指定する取扱業者
- 六 令第六條及び食糧管理法施行規則（以下規則という。）第三條第一項の農林大臣の指定する雑穀、大豆、小豆、えんどう、いんげん、そらまめ、ささげ、緑豆、そば、えん麥、ライ麥、あわ、ひえ、きび、もろこし、とうもろこし、落花生
- 七 規則第二十一條但書の農林大臣の指定する場合
  - (一) 都道府縣知事の指定する山間へき地又は離島において、都道府縣知事の指示に従い賣り渡す場合
  - (二) 旅行者外食券の交付を受けるため、食糧配給公團に賣り渡す場合
  - (三) 二の二米麥等の生産者又はその同一世帯員が轉出に際し、その保有する米麥等を食糧配給公團に賣

食糧管理法の施行に關する件

り渡す場合

- (三) 農林大臣又は都道府県知事の指示に従い、くず米麥又は碎米麥を賣り渡す場合
- (四) 小麥でん粉の製造を業とする者が政府より賣渡を受けた小麥粉を原料として製造した小麥でん粉を農林大臣又は都道府県知事の指示に従い賣り渡す場合
- 八 規則第二十二條但書の農林大臣の指定する場合
  - 七(一)から(三)までに掲げる場合
- 九 規則第二十三條第二項の農林大臣の指定する場合
  - (一) 七の(一)、(三)及び(四)に掲げる場合
  - (二) 五の(三)及び(四)に掲げる者が賣り渡す場合
  - (三) 販賣の目的を以て政府又は食糧配給公團から賣渡を受けた者が當該米麥等又はでん粉を賣り渡す場合
  - (四) 都道府県知事の許可を受けた場合
- 十 規則第二十五條第二項の農林大臣の定める様式
- 十一 規則第三十條の農林大臣の指定する物品
  - (一) 米穀、大麥、はだか麥又は小麥につき
    - こうじ
    - (二) 甘しよ、馬鈴しよ又はでん粉につき
      - アルコール、ブタノール、イソオクタノ、くえん酸、乳酸及び乳酸製品、酒類(焼酎、蒸りゆり酒、再生酒その他酒精含有飲料)、食酢、滋養糖、ぶどう糖、酵母製品、清かん劑、あめ、カラ

〔追 54〕

〔追 19〕

- メル、めん類、パン、でん粉、甘しよ粉、馬鈴しよ粉、コーヒー又はココアの代用品、甘しよ平切干、馬鈴しよ平切干、甘しよ千切干、馬鈴しよ千切干
- 十二 規則第三十條但書の農林大臣の指定する場合
  - (一) 米麥等の生産者が都道府県知事の定める數量の範圍内でその生産した米麥等をこうじ、又はでん粉の原料として使用するとき
  - (二) こうじ又はでん粉の製造業者が前號の米麥等の生産者の委託を受けて、當該生産者の生産した米麥等を原料としてこうじ又はでん粉を製造するとき
  - (三) 甘しよ又は馬鈴しよの加工を業とする者が、甘しよ又は馬鈴しよの生産者から甘しよ又は馬鈴しよの加工の委託を受け、甘しよ平切干、甘しよ千切干、甘しよ粉、馬鈴しよ平切干、馬鈴しよ千切干又は馬鈴しよ粉の材料として使用する場合
- 十三 左に掲げる告示は、これを廢止する。
  - 昭和十七年七月 農林省告示第四百六十號
  - 昭和十九年十月 農林省告示第四百四十三號
  - 昭和二十一年十月 農林省告示第二百二十七號
  - 昭和二十二年三月 農林省告示第二十四號
  - 昭和二十二年五月 農林省告示第五十八號
  - 昭和二十二年七月 農林省告示第九十八號
  - 昭和二十二年十二月 農林省告示第七十九號

食糧管理法の施行に関する件

十四 食糧配給公團が成立するまでの間においては、四の(二)及び七の(二)中「食糧配給公團」とあるのは、「地方食糧管團」と読み替えるものとする。

食料品配給公團が成立するまでの間においては、五の(一)中「食料品配給公團」とあるのは、「日本砂糖株式会社」と、五の(二)中「食料品配給公團」とあるのは、「日本罐詰株式会社」と読み替えるものとする。

油糧配給公團が成立するまでの間においては、一の(二)及び五の(三)中「油糧配給公團」とあるのは、「帝國油糧株式会社」と、飼料配給公團が成立するまでの間においては、一の(二)及び五の(四)中「飼料配給公團」とあるのは、「日本飼料株式会社」と読み替えるものとする。

### 食糧管理法第九條の規定に基く米穀の

#### 賣渡に関する件

(昭和二十二年七月十日  
政令第三百三十一號)

〔通則〕

食糧管理法第九條の規定に基く一定の數量を超えて贈與を受けた米穀の賣渡に関する政令をここに公布する。

〔通則〕

米穀の生産者が農林大臣の定める條件に基いてした米穀の贈與を受けた者は、その贈與によつてその者(その者と同一の世帯にある者を含む。)の得た米穀の數量が十疋(その者と世帯を同じくする者がある場合にあつては、十疋にその世帯に屬する者の員數を乗じて得た數量)を超過するときは、その超過した數量の米穀をその住所地の都道府縣に設けられた地方食糧管團に賣り渡さなければならぬ。

前項の場合における賣渡の價格は、食糧管理法第四條第二項の賣渡の價格とする。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

### 食糧管理法第十二條の規定に基づく主要食糧の輸入税の免除に関する件

(昭和二十一年九月二十七日勅令第四百四十五號)

朕は、食糧管理法第十二條の規定に基づく主要食糧の輸入税の免除に関する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

關稅定率法別表輸入稅表に掲げる物品でこの勅令の別表に掲げるものの輸入税は、鹽詰、燻詰又は鹽詰のものに係る場合に限る、昭和二十一年十二月三十一日までの輸入について、これを免除する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

(別表)

輸入税表番號

二二一

品

名

澱粉及び澱粉類

二 オートミール

三 コーンミール

〔別表〕

〔別表〕

三一  
三二  
三四  
三六  
三七  
三八  
三九  
四〇  
四一  
四二  
四三  
四四  
四五  
四六  
四七  
四八  
四九

- 五 コーンスターチ
- 蔬菜、果實及び核子
- 茶
- 珈琲
- ココロ (砂糖を加へないもの)
- 胡椒
- カリ
- マスタード
- 砂糖
- 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他類似のもの
- 糖蜜
- 葡萄糖、麥芽糖及び飴
- 蜂蜜
- 菓子
- ジャム、フルトゼリー類
- ビスケット (砂糖を加へないもの)
- マカロニー、ヴァーミセリーその他各種の麵類
- 果汁及び糖水

主要食糧の輸入税の免除に関する件

主要食糧の輸入税の免除に関する件

一八四(自一八五火)

- 五〇
  - 五一
  - 五二
  - 五二ノ二
  - 五三
  - 五四
  - 五五
  - 五八
  - 五九ノ二
  - 六〇
  - 六七
  - 一〇八
- ソーヌ
  - 食酢
  - 鳥獸肉類
  - 魚介類
  - バター、人造バター及びギ
  - チーズ
  - コンデンストミルク
  - ベプトン、ソマトリゼ、ヘモグロビンその他類似の滋養食料
  - 鳥卵液及び鳥卵粉
  - 饅水、曹達水その他砂糖又は酒精を含まない諸飲料
  - 別號に掲げない飲食物
  - 獸脂

### 食糧緊急措置令

(昭和二十一年二月十七日 勅令第八十六號)

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項及第七十條第一項ニ依リ食糧緊急措置令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

#### 食糧緊急措置令

第一條 主要食糧(食糧管理法第二條ノ主要食糧ニシテ農林大臣ノ指定スルモノヲ謂フ以下第八條迄同シ)ノ所有者ガ同法第三條第一項ノ規定又ハ同法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ政府ニ賣渡スベキ主要食糧ヲ當該命令ニ定メタル時期迄ニ賣渡サザル)トキハ政府ハ當該命令ニ係ル主要食糧ニシテ政府ニ賣渡サザル數量ニ相當スルモノヲ收用スルコトヲ得

第二條 政府前條ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ收用セントスルトキハ當該官吏ヲシテ收用セントスル主要食糧ニ付收用スベキ主要食糧タルノ表示ヲ爲サシムルト共ニ當該主要食糧ノ所有者ニ對シ收用令書(以下令書ト稱ス)ヲ交付セシムベシ但シ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權限ニ基キ當該主要食糧ヲ占有スル者(以下管理者ト稱ス)ニ對シ之ヲ交付スルヲ以テ足ル

第三條 當該官吏ガ令書ノ交付ヲ爲シタルトキハ政府ハ遲滯ナク令書ノ交付ノ際ニ於ケル當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者(令書ノ交付ヲ受ケタル者ヲ除ク)其ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有スル者ニシテ知レタルモノニ對シ之ヲ通知スベシ令書ノ交付後當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者ト爲リタル者其ノ他當該主要食糧ニ付權利ヲ有スルニ至リタル者ニシテ知レタルモノニ對シ亦同シ

食糧緊急措置令

一八九

第四條 令書ノ交付又ハ前條ノ通知ヲ受ケタル者ハ收用ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該主要食糧ノ形質若ハ所在場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、貸與シ、質權ノ目的ト爲シ其ノ他當該主要食糧ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 令書ノ交付又ハ第三條ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該主要食糧ノ所有者タルモノハ令書ニ記載シタル引渡時期ニ當該主要食糧ノ所在場所ニ於テ之ヲ引渡スベシ引渡時期ニ於テ所有者知レザル場合又ハ所有者ヨリ引渡スコト能ハザル場合若ハ引渡スコト著シク困難ナル場合ニ於テハ令書ノ交付又ハ第三條ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令書ニ記載シタル引渡時期ニ於テ當該主要食糧ノ管理者タルモノ之ヲ引渡スベシ

前條ノ規定ハ當該主要食糧ニ關シ強制執行手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ト雖モ其ノ適用ヲ妨ケズ

第六條 政府ハ當該官吏ヲシテ收用スヘキ主要食糧ノ引渡ヲ受ケシムルモノトス  
前項ノ規定ニ依リ主要食糧ノ引渡アリタル時ニ於テ政府ハ其ノ所有權ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

第七條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依ル收用ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス  
前項ノ規定ニ依ル補償金額ハ食糧管理法第三條第一項ニ規定スル主要食糧ニ付テハ同條第二項ノ規定ニ依ル買入ノ價格、其ノ他ノ主要食糧ニ付テハ時價ニ準據シテ農林大臣之ヲ定ム  
第一條ノ規定ニ依リ收用シタル主要食糧ハ食糧管理特別會計ノ所屬トシ第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ同會計ノ負擔トス

(一追49)

第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ一年內ニ償還スベキ無記名證券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府ハ證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發行スル證券ハ之ヲ食糧管理特別會計法第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ト看做ス

第八條 第一條乃至前條ニ定ムルモノヲ除クノ外主要食糧ノ收用ニ關シ必要ナル報告ノ徵取其ノ他主要食糧ノ收用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 政府ハ青果物、魚介類其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食料品ニ付其ノ配給ノ適正又ハ價格ノ安定ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ此等ノ食糧品ノ配給、讓渡、讓受、使用消費、保管、移動又ハ價格ノ統制ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主要食糧(食主管理法第二條ノ主要食糧ヲ謂フ以下第十一條迄同シ)ノ配給ニ關シ不實ノ申告ヲ爲シ其ノ他不正ノ手段ニヨリ主要食糧ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ之ヲ受ケシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニヨル

第十一條 食糧管理法第三條第一項ノ規定又ハ同法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル主要食糧ノ政府ニ對スル賣渡ヲ爲サザルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第九條ノ規定ニヨル命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十三條 第一條ノ規定ニヨル主要食糧ノ收用ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス



第十條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十五條 第八條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十二條、第十三條又ハ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

食糧緊急措置令施行規則 (昭和二十一年二月十七日 農林省令第十號)

(改正) 昭二一・八 農令第四五號。 昭二三・一二 第一一五號

食糧緊急措置令施行規則左ノ通定ム

食糧緊急措置令施行規則

第一條 食糧緊急措置令(以下令ト稱ス) 第一條ノ主要食糧ヲ指定スルコト左ノ如シ但シ自家生産ノ爲ノ種子用ノモノヲ除ク

米穀、大麥、稗麥及小麥

第一條ノ二 令第一條ノ規定ニ依ル主要食糧ノ收用ハ市町村農業調整委員會、地區農業調整委員會、都道府縣農業調整委員會又ハ地方農業調整委員會ガ其ノ議決ニ依リ申請ヲ爲シタル場合ニ之ヲ行フモノトス

(通則)

第二條 農林大臣又ハ地方長官令第一條ノ規定ニ依リ主要食糧ヲ收用セントスルトキハ其ノ指定スル官吏(以下當該官吏ト稱ス)ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間ニ收用セントスル主要食糧ノ所在ノ場所ニ臨檢シ當該主要食糧ノ包裝ノ口隣繩若ハ口縫紐ノ結止又ハ之ニ準ズル箇所ニ農林大臣ノ定ムル様式ニ依ル票箋ヲ結附セシムベシ

第三條 前條ノ規定ニ依リ當該官吏收用スベキ主要食糧タルノ表示ヲ爲ス場合ニ於テハ當該主要食糧ノ所有者又ハ令第二條ノ管理者及市町村農業會長、農事實行組合長其ノ他適當ト認ムル者ヲ立會ハシムベシ但シ當該主要食糧ノ所有者又ハ令第二條ノ管理者ニ付テハ己ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 令第二條ノ收用令書(以下令書ト稱ス)ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 令書ノ交付ヲ受クベキ者ノ住所及氏名
- 二 收用スベキ主要食糧ノ所有者ノ住所及氏名(所有者知レザルトキハ管理者ノ住所及氏名)
- 三 收用スベキ主要食糧ノ種類、銘柄、等級、數量及所在ノ場所
- 四 收用スベキ主要食糧ノ引渡ノ時期及場所
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 農林大臣又ハ地方長官令第二條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ令書ノ交付ヲ爲サシメタルトキハ官報ヲ以テ又ハ東京都令、北海道廳令若ハ府縣令ノ公布ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ公示スベシ

第六條 收用スベキ主要食糧ニ付先取特權又ハ質權ヲ有スル者令第三條ノ通知ヲ受ケタルトキ(通知ヲ受ケザル者ノ中令書ノ交付ノ際權利ヲ有スル者ニ在リテハ前條ノ規定ニ依ル公示アリタルトキ、

食糧緊急措置令施行規則

令書ノ交付後權利ヲ有スルニ至リタル者ニ在リテハ權利ヲ有スルニ至リタルトキハ遲滞ナク當該權利ニ付左ノ事項ヲ農林大臣ガ收用ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ農林大臣ニ、地方長官ガ之ヲ爲ス場合ニ於テハ地方長官ニ届出ヅベシ

- 一 先取特權又ハ質權ノ區別
- 二 債務者ノ住所及氏名
- 三 當該權利ノ成立又ハ設定ノ時期
- 四 當該權利ニ依リ擔保セララルル債權ノ額及其ノ履行期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第七條 令第四條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ各項ノ區別ニ依リ必要ナル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

- 一 形質ヲ變更セントスル主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量
  - 二 形質變更ヲ必要トスル事由
  - 三 形質變更ノ程度
  - 四 形質變更ノ時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 收用スベキ主要食糧ノ所在ノ場所ヲ變更スル必要アル場合ニ於テハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 所在ノ場所ヲ變更セントスル主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量

- 二 所在ノ場所ノ變更ヲ必要トスル事由
  - 三 變更前及變更後ノ所在ノ場所
  - 四 所在ノ場所變更ノ時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 收用スベキ主要食糧ヲ讓渡シ、貸與シ、質權ノ目的ト爲シ其ノ他當該主要食糧ニ關シ新ナル處分ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 新ナル處分ヲ爲サントスル主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量
  - 二 新ナル處分ヲ爲スヲ必要トスル事由
  - 三 讓受人、貸與ヲ受クル者、質權者其ノ他新ナル處分ニ因リ權利ヲ有スルニ至ルベキ者ノ住所及氏名
  - 四 新ナル處分ノ時期
  - 五 新ナル處分ノ内容
  - 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第八條 令書ノ交付又ハ令第三條ノ通知ヲ受ケタル所有者又ハ管理者ハ他ノ者方左ノ各號ノ一ニ基キ當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者ト爲リタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣又ハ地方長官ニ報告スベシ

- 一 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル先取特權又ハ質權ニシテ當該主要食糧ヲ目的トスルモノ
- 二 令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル債權ニシテ當該主要食糧ノ讓渡又ハ占有ノ移轉ヲ目的トス

ルモノ

- 三 前二號ニ掲グルモノノ外令書ノ交付アリタル際現ニ存シタル法律上ノ原因
  - 四 強制執行手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノ
- 前項ノ規定ニ依ル報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量
- 二 他ノ者ガ當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル法律上ノ原因及其ノ原因成立ノ時期
- 三 他ノ者ガ當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者タルニ至リタル時期
- 四 新ナル所有者又ハ管理者ノ住所及氏名
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第九條 令書ノ交付又ハ令第三條ノ通知ヲ受ケタル者ニシテ令第五條ノ規定ニ依リ當該主要食糧ノ引渡義務者タルベキモノ當該主要食糧ニ付滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ收用ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ農林大臣又ハ地方長官ニ報告スベシ

- 一 當該主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量
  - 二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他收用ニ應ズルコト能ハザル狀況
  - 三 滅失、毀損其ノ他收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル事情
  - 四 滅失、毀損其ノ他收用ニ應ズルコト能ハザル狀況ニ至リタル時期
  - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 前項ノ規定ハ令第四條ノ許可アリタル場合及前條ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 農林大臣又ハ地方長官令書ヲ交付シタル後收用ノ開始前ニ於テ當該主要食糧ヲ收用セザルモノト決定シタルトキハ令第五條ノ規定ニ依リ當該主要食糧ノ引渡義務者タルベキ者ニ對シ其ノ旨ヲ通知スルト共ニ當該官吏ヲシテ第二條ノ票箋ヲ除却セシムベシ

第五條及令第三條ノ規定ハ前項ノ通知ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 農林大臣又ハ地方長官令第二條又ハ令第六條第一項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ收用セントスル主要食糧ニ票箋ヲ結附セシメ又ハ其ノ引渡ヲ受ケシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

前項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十二條 令第六條第一項ノ規定ニ依リ當該官吏主要食糧ノ引渡ヲ受ケタルトキハ當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者及市町村農業會長、農事實行組合長其ノ他適當ト認ムル者ヲ立會ハシメテ受領調書ヲ作り當該所有者又ハ管理者ニ之ヲ交付スベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ當該主要食糧ノ所有者又ハ管理者ヲ立會ハシメザルコトヲ得

受領調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ二通作成シ之ヲ作成シタル當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者各通ニ記名捺印スベシ

- 一 受領者ノ官職氏名
- 二 受領シタル主要食糧ノ種類、銘柄、等級及數量
- 三 受領ノ年月日
- 四 受領ノ場所

五 受領調書作成ノ年月日

六 其ノ他必要ト認ムル事項

當該官吏第一項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ管理者ニ交付シタル場合ニ於テハ遲滯ナク所有者ニ其ノ贖本ヲ交付スベシ

第十三條 令第四條ノ規定ニ違反シ當該主要食糧ノ形質若ハ所在ノ場所ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ、貸與シ、質權ノ目的ト爲シ其ノ他當該主要食糧ニ關シ新ナル處分ヲ爲シタル者ニ對シテハ當該主要食糧ニ係ル令第七條第一項ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ爲サザルコトヲ得

第十四條 損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ收用アリタル後六月内ニ左ノ事項ヲ記載シタル損失補償請求書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 損失補償ノ請求ニ係ル主要食糧ノ種類、銘柄、等級、數量、引渡ノ場所其ノ他當該主要食糧ニ關シ必要ナル事項

二 收用アリタル時期

三 補償請求額

四 其ノ他必要ト認ムル事項

損失補償請求書ニハ損失補償金額算出明細書及受領調書ノ寫ヲ添附スベシ  
前項ノ添附書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十五條 收用シタル主要食糧ガ第六條ノ届出アリタル先取特權又ハ質權ノ目的クル場合ニ於テハ農林大臣又ハ地方長官ハ當該主要食糧ニ付交付スベキ補償金ヲ供託スベシ届出オキ場合ト雖モ知レク

ル先取特權又ハ質權ノ目的タルトキ亦同シ

先取特權者又ハ質權者ハ前項ノ供託金ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

附 則

本令ハ食糧緊急措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

米麥検査令施行規則中左ノ通改正ス

第二十三條第一項中「米麥ノ包裝ニハ」ノ下ニ「法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」ヲ加フ



### 主要食糧検査令 (昭和二十三年六月十日 政令第二百二十七號)

主要食糧検査令をここに公布する。

#### 主要食糧検査令

内閣は、食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)に基き、ここに主要食糧検査令を制定する。

第一條 食糧管理法第八條の規定による主要食糧の検査に關しては、この政令の定めるところによる。

第二條 米穀、大麥、はたか麥、小麥、甘しよ(その加工品である食糧を含む。以下同じ。)馬鈴しよ(その加工品である食糧を含む。以下同じ。)若しくは雜穀(以下米麥等と總稱する。)の生産者は、その生産した米麥等を食糧管理法第三條第一項の規定により政府に賣り渡そうとするときは、省令の定めるところにより、その種類、銘柄、品位、量目及び包装について食糧事務所の検査を受けなければならない。

2 前項の規定は、主要食糧の所有者が、その所有している主要食糧(前項の規定により検査を受け

〔追 19〕

〔通 54〕

なければならないものを除く。)を政府に賣り渡そうとする場合に、これを準用する。

第三條 政府の委託を受けて農林大臣の指定する主要食糧(以下指定食糧という。)の加工又は製造をする者は、その加工し、又は製造した指定食糧を政府に引き渡そうとするときは、省令の定めるところにより、その種類、銘柄、品位、量目及び包装について、食糧事務所の検査を受けなければならない。

第四條 種子用として政府に賣り渡す目的で馬鈴しよを栽培する者は、第二條の規定による検査の外、省令の定めるところにより、その栽培している馬鈴しよの品種並びにその栽培地における生育状態及び病虫害について、食糧事務所の検査を受けなければならない。

第五條 農林大臣は、必要があると認めるときは、前三條に定めるものの外、主要食糧の加工又は製造をする者に對し、その加工し、又は製造した主要食糧につき、検査を受けるべきことを命ずることが出来る。

第六條 食糧事務所長は、第二條又は第三條の規定により検査した場合には、當該主要食糧に、省令で定めるところにより、印章又は記號を附する。

2 食糧事務所長は、第四條の検査に合格した馬鈴しよの栽培者に、省令で定める證明書を交付する。

第七條 前條第一項の規定により附された印章若しくは記號が破損し、まつ消され、又は除却された場合には、當該主要食糧については、第二條又は第三條の規定により、更に検査を受けなければならない。

#### 附 則

主要食糧検査令

二〇二ノ一

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。
- 2 主要食糧検査令（昭和二十二年勅令第九十二號）は、これを廢止する。

### 主要食糧検査令旅行規則

（昭和二十三年六月十日）  
農林省令第四十八號

（改正） 昭二三・七 農令第五三號。 同第六〇號。 八 第七五號。 一〇 第一〇〇號。

一一 第一〇六號。 一二 第一一三號。 第一一五號。 第一二一號。

昭二四・三 第二二號。 四 第二九號。

主要食糧検査令施行規則を次のように定める。

#### 主要食糧検査令施行規則

##### （検査官）

- 1 第一條 主要食糧検査令（以下令という。）による検査は、食糧事務所長の命を承けて、食糧検査官又は食糧検査官補（以下検査官という。）がこれを行う。
  - 2 食糧検査官補は、食糧事務所の職員の中から 食糧事務所長がこれを命ずる。
  - 3 検査官は、自己に利害關係がある場合には、令第二條から第四條までの規定による検査を行つてはならない。
  - 4 検査官は、職務執行の際は、様式第一號による證票を携帯しなければならない。
- （検査請求者）

〔追54〕

第二條 令第二條から第四條までの規定による検査は、検査を受けなければならない者又はその代理人（以下検査請求者という。）の請求により、これを行う。

1 検査請求者は、検査に立ち會ひ、検査官の指示に従わなければならない。

2 検査請求者が、検査に立ち會わない場合又は検査官の指示に従わない場合においては、検査官は検査を中止することがある。

##### （検査請求書）

第三條 令第二條又は第三條の規定によつて検査を受けようとする場合には、検査請求者は、検査を受ける主要食糧の種類別及び包装別の數量、受檢希望月日、受檢場所並びに請求者の住所氏名を記載した検査請求書を食糧事務所支所又はその出張所に提出しなければならない。

2 令第四條の規定によつて検査を受けようとする場合には、検査請求者は、食糧事務所長の定める期日までに、栽培場所、品種名、種いもの産地、作付面積、植付予定月日、收穫見込數量及び請求者の住所氏名を記載した栽培地検査請求書を、食糧事務所支所又はその出張所に提出しなければならない。

3 種子用としてもみ、大麥、はだか麥、小麥、生甘しよ、生馬鈴しよ若しくは雜穀の検査を受けようとする場合又は醸造用として玄米若しくは大麥の検査を受けようとする場合には、検査請求者は、第一項の検査請求書に同項に規定する事項の外、品種名及び種子用又は醸造用である旨を記載し、且つ、生馬鈴しよについては、第十五條第三項の規定による栽培地検査合格證明書をこれに添附しなければならない。

4 代理人により検査の請求をする場合には、代理人は、前三項の規定によるの外、その検査請求書に委託者の住所氏名を記載し、委託者二人以上ある場合には、その委託者ごとの明細書を添付しなければならない。

5 第二條第一項の規定により検査の委託を受けた代理人は、その委託をした米麥等の生産者が食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二號）第七條第一項の規定により市町村長から指示を受けた農業計畫に定める供出數量を超えてその生産した米麥等を政府に賣り渡そうとする場合は、前項の規定にかかわらず、請求書に委託者の住所氏名を記載しないことができる。（票せん）

第四條 検査請求者は、令第二條又は第三條の規定によつて検査を受ける主要食糧の包装の口がかりなわ若しくは口縫ひもの結止、又はこれに準ずる個所に様式第二號による票せんを附さなければならぬ。但し、特別の事由に因り食糧事務所長の承認を受けた場合は、この限りでない。（検査場所）

第五條 令第二條又は第三條の検査は、政府の指定倉庫、契約工場（生甘しよ及び生馬鈴しよの検査を除く。）又はその他の食糧事務所長の指定した場所において、これを行う。但し、特別の事由に因り、食糧事務所長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 令第四條の検査は、栽培地において、これを行う。  
（種類）  
第六條 令第二條又は第三條の規定する種類についての検査は、左の區分に從つて、これを行う。  
一 米穀、もみ、玄米、精米又は屑玄米の別並びにもみ若しくは玄米については、水陸稻の別及び

〔追52〕

うるち、もちの別又は精米については、うるち、もちの別

〔追54〕

二 麥類 大麥、はだか麥、小麥、屑麥、精麥又は碎麥の別並びに屑麥については、屑大麥、屑はだか麥、屑小麥の別、精麥については押大麥、押はだか麥、押小麥、丸大麥、丸はだか麥、丸小麥の別又は碎麥については、碎大麥、碎はだか麥、碎小麥の別

三 いも類 生甘しよ、生馬鈴しよ又は加工いも類の別並びに加工いも類については、甘しよ平切干、甘しよ千切干、甘しよ蒸切干、甘しよ切煮干、馬鈴しよ平切干、馬鈴しよ千切干、馬鈴しよ蒸切干、冷凍乾燥馬鈴しよ、甘しよ粉、馬鈴しよ粉の別

四 雜穀 大豆、小豆、えんどう、いんげん、そらまめ、ささげ、緑豆、そば、えん麥、ライ麥、あわ、ひえ、きび、もろこし、とうもろこし、落花生、又は精雜穀の別並びに落花生については、さや實土つき、さや實あらい、むき實の別又は精雜穀については、精あわ、精ひえ、精きび、精もろこしの別

五 その他の主要食糧 甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、小麥粉、とうもろこし粉又は乾めん別の別並びに甘しよでん粉については、生でん粉、並でん粉、摺込でん粉、土肉でん粉の別、馬鈴しよでん粉については、生でん粉、未粉でん粉、精製でん粉、二番粉の別小麥粉については、内地小麥若しくは外國小麥の原料別及び普通粉、特殊一號粉、特殊二號粉、特殊三號粉の別又は乾めんについては、手延そうめん、機械製そうめん、乾うどん、冷麥、平めん、短めん、節めんの別

2 前項の規定により種類の検査をする場合には、前項第一號から第四號までの主要食糧（外國産のものを除く。）については、その生産年度をもあわせて検査する。



(銘柄)

第七條 令第二條又は第三條に規定する銘柄についての検査は、産地について、これを行う。

2 種子用のもみ、大麥、はだか麥、小麥、生馬鈴しよ及び雜穀、醸造用の玄米及び大麥並びに生甘しよの銘柄の検査は前項に規定するものの外、品種についても又これを行う。

(品位)

第八條 令第二條又は第三條に規定する品位についての検査は、品質、乾燥、調製、形状、一升重量、整粒歩合、色澤、成分、粒度、臭味、損傷、病虫害等について、之を行う。

(量目)

第九條 令第二條又は第三條に規定する量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量について、これを行う。

(包装)

第十條 令第二條又は第三條に規定する包装についての検査は、その規格材料及び新古の別(米穀、大麥、はだか麥及び小麥の包装に限る。)について、これを行う。

(検査規格、検査標準品及び検査數量)

第十一條 第六條から前條までに規定する検査は、農林大臣の定め 検査規格及び検査標準品に基いてこれを行う。

2 前項の検査は、一包装ごとにこれを行う。但し、第九條に規定する正味重量の検査は、検査請求者(検査請求者が代理人である場合にはその委託者)ごとに、種類別に、左に掲げる數量について、

〔通則〕

これを行う。

〔通則〕

一 二十包装以下は一包装以上

二 二十一包装以上五十包装以下は二包装以上

三 五十一包装以上は、百包装以下の場合には三包装以上とし、百一包装以上の場合は五十包装までを増すことに一包装を加へる。

3 特別の事由により、前項の規定により難いと認めるときは、食糧事務所長は別段の定をすることがある。

(検査等級)

第十二條 検査官は第六條から第十條までの規定による検査を行った場合において、前條第一項の検査規格に該當するものは、一包装ごとにその品位により、左の區分に従つて、検査等級を決定する。

一 米穀

もみ、精米、屑玄米

玄米

二 麥類

大麥、はだか麥、小麥

押大麥、押はだか麥、押小麥

丸大麥、丸はだか麥、丸小麥、屑麥、碎麥

三 いも類

生甘しよ、甘しよ平切干、甘しよ千切干

甘しよ粉

生馬鈴しよ、加工いも類(甘しよ平切干、甘しよ千切干、馬鈴しよ)

一等、二等

一等、二等、三等、四等

一等、二等、三等、四等

一等、二等、三等

一等、二等

一等、二等、三等

特等、一等、二等、三等、四等

粉を除く。

四 大豆、小豆、えんどういんげん、そらまめ、ささげ、緑豆、そば、えん麦、ライ麦、あわ、ひえ、きび、もろこし、とうもろこし、落花生

一等、二等  
一等、二等、三等  
一等、二等

精雜穀

五 でん粉、小麦粉、甘しよ並でん粉、甘しよ並浮粉

一等、二等、三等、四等  
一等、二等、三等

馬鈴しよ未粉でん粉、馬鈴しよ、小麦粉、精製でん粉

甘しよ生でん粉、甘しよ摺込でん粉、甘しよ土肉でん粉、馬鈴しよ

生でん粉、馬鈴しよ、二番粉でん粉

六 とうもろこし粉

一等、二等  
一等

七 乾めん

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、當該年産のものに限りその検査等級を増設することができる。この場合には、その種類、等級名、規格及び設置地域を告示する。

(検査封印)

第十三條 検査官は、検査等級を決定したときは、票せんに検査の年月日及び食糧事務所名を記載し、

且つ、様式第三號による検査等級封印及び検査官の認印を押す。但し、特別の事由に因り食

糧事務所長が認めた場合は、この限りでない。

2 検査官は、第三條第三項の請求により検査を行つた場合において、前條の検査等級が一等と決認

されたもみ、生馬鈴しよ若しくは雜穀又は一等若しくは二等と決定された大麥、はだか麥、小麦若

しくは生甘しよであつて種子用として適當であると認められたものには、前項の規定による外、票せん

に様式第四號による種子用封印を押す。

3 検査官は、第三條第三項の請求により検査を行つた場合において、醸造用として適當であると定

めた玄米又は大麥には、第一項の規定による外、票せんに様式第五號による醸造用封印を押す

ることがある。

(検査の中止)

第十四條 検査官は検査を行うに當つて、第四條の票せんに附してないものについては、その検査を

中止し又は第六條から第十條までの規定により検査を行い第十一條第一項の検査規格に適合しない

と認めるものについては、その検査等級を決定しない。

2 前項の場合において、検査請求者が七日以内に第四條の票せんに附し又はその適合しない箇所を

補正しないときは、既にした検査の請求はその効力を失う。

(栽培地検査)

第十五條 令第四條の検査は、食糧事務所長の定める時期において、馬鈴しよの品種並びに栽培地に

おける生育状態及び病虫害について、これを行う。

2 検査官が種子用として不適當と認められた株については當該栽培者はこれを抜き取るものとする。

3 最終の検査の結果、種子用として適當と認められた場合には、食糧事務所長は、その栽培者に、當該

栽培地において生産した馬鈴しよについて、様式第六號による栽培地検査合格證明書を交付する。

(消印)

第十六條 第十三條の規定により附した印章又は記號のまつ消は、様式第七號による消印により、こ

れを行う。

(類似の物件又は表示の禁止)

第十七條 令第二條又は第三條の規定によつて検査を受けた主要食糧の包装には、法令に別段の定め

る場合を除く外、何人も第四條の票せんに類似する物件を附してはならない。

主要食糧検査令施行規則

二〇二ノ九

2 第四條の票せんには、何人も第十三條の印章又は記號に類似する表示をしてはならない。

(費用の負擔)  
第十八條 検査を行うために必要な主要食糧の積替、運搬、計量、開装又は改装に要する費用は、検査請求者の負擔とする。

(特殊品目の検査)

第十九條 令第二條第二項の規定により検査を行ういも類の加工品である主要食糧（第六條第一項第三號の加工いも類を除く。）並びに食糧管理法施行令第一條第三號、第五號及び第六號の主要食糧の検査については、農林大臣の別に定めるところによる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から、これを施行する。
- 2 第一條第四項の證票、第三條第二項の栽培地検査請求書、第四條の票せん、第十三條第一項の検査等級證印、同條第二項の種子用證印、同條第三項の醸造用證印若しくは第十五條第三項の栽培地検査合格證明書又は第十六條の消印は、當分の内第一條、第三條、第四條、第十三條、第十五條又は第十六條の規定にかかわらず、食糧事務所長の定めるところによることがある。
- 3 主要食糧検査施行規則（昭和二十二年五月農林省令第四十號）はこれを廢止する。
- 4 食糧管理法施行規則の一部を次のように改正する。  
第四條中「主要食糧検査令施行規則第六條の検査吏員」を「主要食糧検査令施行規則第一條の検査官」に、第十一條第四項 様式第一號及び様式第三號中「検査吏員」を「検査官」に改める。

〔通 20〕

〔通 54〕

附 則 (昭二四・三 農令第二二號)

この省令は、昭和二十四年四月一日から施行する。

### 主要食糧検査令施行に關する件

(昭和二十三年十一月二十九日 農林省告示第二百五十一號)

(改正) 昭二四・四 農告第七七號。

主要食糧検査令の施行に關し次のように定め、昭和二十三年六月農林省告示第百二十二號は廢止する。

主要食糧検査令第三條の農林大臣の指定する主要食糧は、左の通りとする。

精米、精麥、精雜穀、小麥粉、乾めん、とうもろこし粉、北海道産馬鈴しよでん粉

### 主要食糧検査令施行規則第十一條第一項の規定による検査規格の指定

(昭和二十三年六月三十日 農林省告示第百三十號)

(改正) 昭二三・七 農告第一五四號。 一〇 第二一二號。 第二二五號。 一一 第二五二號。

一二 第二七七號。 昭二四・二 第二五號。 三 第五二號。 第五八號。 四 第七八號。

検査規格の指定

二〇二ノ一一

検査規格の指定

二〇二ノ二二

主要食糧検査令施行規則第十一條第一項の規定による検査規格を次のように定める。

検査規格

一 米穀

種類 量 目 包 装

等級 及び その 規格

もみ  
 一重俵、二重俵、複式俵、一重掛俵、一重掛俵、編掛俵、す、布袋又は麻袋

等級 一升重量 水分含量 整粒歩合

調製

一等 三斗五匁以上 一四・〇%以内  
 二等 二斗五匁以上 一四・三%以内  
 調製 しいな及び夾雜物の混入殆んどないもの  
 一等に次ぐもの

玄米

六〇匁  
 (二六貫)

もみに同じ

一等 四〇八匁以上 一三・八%以内 九〇%以上

土砂、野ひえ、芒、芽、これ粒、異種穀粒等の混入殆んどないもの

もみの混入一升につき 五〇粒以内

精米

六〇匁  
 (二六貫)

もみに同じ

一等 三六〇匁以上 一四・五%以内  
 二等 三三〇匁以上 一五・〇%以内  
 右に同じ  
 右に同じ  
 右に同じ  
 もみ、碎米、ぬかの混入附着殆んどないもの  
 一等に次ぐもの

七五粒以内  
 一〇〇粒以内  
 一五〇粒以内  
 (色澤) 一等標準品以上のものとす。二等標準品以上のものとす。

〔追 54〕

屑玄米

附

五五匁  
 (二三貫)

もみに同じ

一等 三三〇匁以上 一五・〇%以内  
 二等 三〇〇匁以上 一五・〇%以内

玄米に準ずるもの  
 一等に次ぐもの

〔追 20〕

- 一 もみ
- (一) 水分含量については、本表の数値に各等級とも北海道産及び東北の各産縣は一・八%を、北陸及び山陰の各縣産は一%を加える。
  - (二) 種子用のものは、一等に該當のものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をそなえ種子用として適當と認められるもの。
- 二 玄米

- (一) 一升重量については、本表の数値より水稻もちは各等級とも五匁、陸稻うるち、もちは一〇匁を減じ、水稻うるち、もち、陸稻うるち、もちについては、各等級とも北海道産及び東北の各縣産は三匁、北陸及び山陰の各縣産は二匁を減ずる。
  - (二) 水分含量については、本表の数値に各等級とも北海道産及び東北の各縣産は二%、北陸及び山陰の各縣産は一%を加える。
  - (三) 整粒歩合については、本表の数値より陸稻うるち、もちは各等級とも五%を減ずる。
  - (四) 包装に一重俵を使用することができるのは食糧事務所長が認めた數量の範圍内に限る。
- 三 精米
- (一) 水分含量については、本表の数値に各等級とも北海道産及び東北の各縣産は一・六%、北陸

検査規格の指定

二〇二ノ二三

検査規格の指定

二〇三ノ一四

- 及び山陰の各縣産は〇・八%を加える。
- (二)包装に一重俵を使用することができるのは玄米に準ずる。
- 四 本表に掲げる包装の種類中、使用しうるもの並びにその細目については食糧事務局長がこれを定める。
- 五 本表に掲げる量目又は包装により難い場合は食糧事務局長の定めるところによる。
- 六 包装は豫め検査官の承認を受けたものを使用する。
- 七 風水害その他の事由に因り食糧事務局長が本表の規格を適用することを不適當と認める場合にはその定めるところによる。

二 麥類

種類	量目	包装	等級	一升重量	水分含量	整粒歩合	調製
大麥又は	四五疋 (二一貫)	一重俵、二重俵、複式俵、一重掛俵、一重掛布袋、又麻袋	一等	三〇〇匁以上	一三・〇%以内	九〇%以上	土砂、から、芒、異種穀粒、罹病粒等の混入殆んどない
			二等	二九〇匁以上	一三・三%以内	八五%以上	右に同じ
大麥又は	五二・五疋 (二四貫)	同上	二等	二七〇匁以上	一三・六%以内	八五%以上	右に同じ
			三等	二四〇匁以上	一四・〇%以内	五〇%以上	右に同じ
はだか	六〇疋 (二六貫)	同上	一等	三八〇匁以上	一三・〇%以内	九〇%以上	大麥に同じ
			二等	三六〇匁以上	一三・三%以内	八五%以上	右に同じ
小麥	六〇疋 (二六貫)	同上	一等	三三〇匁以上	一三・〇%以内	九〇%以上	大麥に同じ
			二等	三〇〇匁以上	一三・三%以内	八五%以上	右に同じ
肩大麥	三〇疋 (八貫)	同上	一等	二〇〇匁以上	一四・〇%以内	―	土砂、から、芒、異種穀粒、罹病粒等の混入少いもの
			二等	一七〇匁以上	一四・〇%以内	―	一等に次ぐもの
肩はだか	三七・五疋 (一〇貫)	同上	一等	二七〇匁以上	一四・〇%以内	―	肩大麥一等に同じ
			二等	二四〇匁以上	一四・〇%以内	―	一等に次ぐもの
肩小麥	三七・五疋 (一〇貫)	同上	一等	二七〇匁以上	一四・〇%以内	―	肩大麥一等に同じ
			二等	二四〇匁以上	一四・〇%以内	―	一等に次ぐもの

(追20)

(追20)

(壓偏度)粒の厚さ一・三

(摺精度)一等標準品以上のものとする

碎麥の混入殆んどないもので土砂その他の夾雜物の混入しないもの

検査規格の指定

二〇三ノ一五

押大麥

(五〇疋) 大麥に  
(三三三貫) 同じ

備したるもの  
二等 右に同じ  
三等 右に同じ

一四〇%以内  
一五〇%以内

二等標準品以上  
三等標準品以上  
のものとする

一等に次ぐもの  
二等に次ぐもの

押はだ  
か麥

(五〇疋) 大麥に  
(三三三貫) 同じ

一等 右に同じ  
二等 右に同じ  
三等 右に同じ

一三〇%以内  
一四〇%以内  
一五〇%以内

一等標準品以上  
二等標準品以上  
三等標準品以上  
のものとする

押大麥一等に同じ  
一等に次ぐもの  
二等に次ぐもの

押小麥

(五〇疋) 大麥に  
(三三三貫) 同じ

一等 右に同じ  
二等 右に同じ  
三等 右に同じ

一三〇%以内  
一四〇%以内  
一五〇%以内

一等標準品以上  
二等標準品以上  
三等標準品以上  
のものとする

押大麥一等に同じ  
一等に次ぐもの  
二等に次ぐもの

丸大麥

(六〇疋) 大麥に  
(一六貫) 同じ

一等 一升重量  
精したるもの  
二等 右に同じ

一四〇%以内  
一五〇%以内

一等標準品以上  
二等標準品以上  
のものとする

丸大麥一等に同じ  
一等に次ぐもの

丸はだ  
か麥

(六〇疋) 大麥に  
(一六貫) 同じ

一等 右に同じ  
二等 右に同じ

一四〇%以内  
一五〇%以内

一等標準品以上  
二等標準品以上  
のものとする

丸大麥一等に同じ  
一等に次ぐもの

丸麥

(六〇疋) 大麥に  
(一六貫) 同じ

一等 右に同じ  
二等 右に同じ

一四〇%以内  
一五〇%以内

一等標準品以上  
二等標準品以上  
のものとする

丸大麥一等に同じ  
一等に次ぐもの

附 大麥

種子用のものは、一等又は二等に該當のものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をそなへ種子用として適當と認められるもの。

二 はだか麥

(一) 一升重量については、本表の数値より北海道産並びに東北、関東及び北陸の各都縣産の一等、二等及び三等は一〇匁を減ずる。  
(二) 種子用のものは大麥に準ずる。

三 小麥

(一) 水分含量については、本表の数値に北海道産は各等級とも二%を加える。  
(二) 一升重量については、本表の数値より北海道産並びに東北、北陸及び山陰の各縣産の一等、二等及び三等は五匁を減ずる。  
(三) 種子用のものは大麥に準ずる。  
(四) 包装に一重俵を使用することができるのははだか麥に準ずる。

検査規程の指定

検査規格の指定

四 碎麥  
 量目は五〇疋(一三、三三三三貫)粒度は篩目一二メツシユを通過したもので土砂その他の夾雜物の混入殆んどないもの。

五 米穀の附の四、五、六及び七は麥類に準用する。

三 いも類

種類 量 目 包 装

等級及びその規格

種類	等級	一個の重量	農林品	乾燥	調製
生甘 よ (四五疋) し (二二貫)	一等	一五匁以上	農林系、源氏系、紅系、相州系、七福系、大白系又は育成品種であつてその粉含量一八%以上のものでその他の品	乾	腐敗變質並に損傷し
	二等	一〇匁以上	農林系、源氏系、紅系、相州系、七福系、大白系又は育成品種であつてその粉含量一八%以上のものでその他の品	保管に耐へる程度	腐敗變質並に損傷し
	三等	七匁以上	農林系、源氏系、紅系、相州系、七福系、大白系又は育成品種であつてその粉含量一八%以上のものでその他の品	右に同じ	腐敗變質並に損傷し
生馬 よ (五〇・五疋) し (一五貫)	一等	八匁以上	系、単人系、おい	生甘しよ	腐敗變質並に損傷し
	二等	四匁以上	系、単人系、おい	右に同じ	腐敗變質並に損傷し

〔通20〕

す、布袋又は麻袋

〔通54〕

種類	等級	一個の重量	農林品	乾燥	調製
生馬 よ (五〇・五疋) し (一五貫)	一等	八匁以上	系、単人系、おい	生甘しよ	腐敗變質並に損傷し
	二等	四匁以上	系、単人系、おい	右に同じ	腐敗變質並に損傷し
	三等	一〇匁以上	系、単人系、おい	右に同じ	腐敗變質並に損傷し

種類	等級	一個の重量	農林品	乾燥	調製
生馬 よ (五〇・五疋) し (一五貫)	一等	八匁以上	系、単人系、おい	生甘しよ	腐敗變質並に損傷し
	二等	四匁以上	系、単人系、おい	右に同じ	腐敗變質並に損傷し
	三等	一〇匁以上	系、単人系、おい	右に同じ	腐敗變質並に損傷し

検査規格の指定

等級 切斷の厚さ 水分含量

調

11011110

製

加工類		甘し		甘し		甘し	
干切	平切	馬鈴	馬鈴	切干	切干	切干	切干
三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫
生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し
同	同	同	同	同	同	同	同
一等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等
三分以内	三分以内	三分以内	三分以内	二分以内	二分以内	二分以内	二分以内
二〇%以内	二〇%以内	二〇%以内	二〇%以内	一四%以内	一四%以内	一三%以内	一三%以内
固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤
異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味
シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ
土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他

(追54)

附

種子用		甘し		馬鈴		粉し	
生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し
三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫	三〇貫
生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し	生甘し
同	同	同	同	同	同	同	同
一等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等
二分以内	二分以内	二分以内	二分以内	二分以内	二分以内	二分以内	二分以内
一三%以内	一三%以内	一三%以内	一三%以内	一三%以内	一三%以内	一三%以内	一三%以内
固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤	固有色澤
異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味	異臭及び苦味
シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ	シユメツ
土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他	土砂その他

(追54)

11011111

種子用

(一) 生甘しよ

一等又は二等に該當し一個の重量三〇匁から一二〇匁までのものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をそなへ種子用として適當と認められるもの。

(二) 生馬鈴しよ

検査規格の指定



検査規格の指定

二〇二ノ二二

- 一等に該當し一個の重量五匁以上のものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をなへ種子用として適當と認められるもの。
- 二 生馬鈴しよ  
北海道産の澱粉原料用生馬鈴しよの検査等級は一等、二等及び三等に区分しその規格は食糧事務所長の定めるところによる。
- 三 甘しよ千切干  
(一) 各等級とも切斷の厚さは一分以内、幅は二分以内とする。  
(二) その他は甘しよ平切干に準ずる。
- 四 甘しよ切煮干  
甘しよ蒸切干に準ずる。
- 五 馬鈴しよ千切干  
(一) 各等級とも切斷の厚さは一分以内、幅は三分以内とする。  
(二) その他は馬鈴しよ平切干に準ずる。
- 六 馬鈴しよ蒸切干  
馬鈴しよ平切干に準ずる。
- 七 冷凍乾燥馬鈴しよ  
食糧事務局長の定めるところによる。
- 八 馬鈴しよ粉  
水分含量については、北海道産にあつては摺込及びこれに準ずるもの一五%以内、蒸煮粉及びこれに準ずるものは一〇%以内とする。
- 九 米穀の附の四、五及び七は、昭和三十二年産のものに限り二等とすることができず、昭和三十二年産のものに限り二等とすることができず。
- 四 雜穀  
(一) 支雜穀

〔追 54〕

精	生花落	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ	あ
あ	さや實 洗(土つき)	わ	え	え	え	え	え	え	え	え	え	え
六〇疋(一六貫)	三〇疋(八貫)	五二・五疋 (一四貫)	四五疋(一二貫) 又三〇疋(八貫)	三五・五疋 (一〇貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)	五二・五疋 (一四貫)
大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ	大豆に同じ
二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等	二等
一五%以内	一五%以内	四%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内	三%以内
右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ

〔追 20〕

検査規格の指定

二〇二ノ二三

検査規格の指定

精	ひ	え	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ	二	四%	以内	精あわに同じ
精	き	び	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ	二	四%	以内	精あわに同じ
精	もろ	こし	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ	二	五%	以内	精あわに同じ

二〇二ノ二四

附

- 一 種子用のものは、それぞれの一等に該当するものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をそなへ種子用として適当と認められるもの。
- 二 一升重量については、食糧事務所長の定めるところによる。
- 三 米穀の附の四、五及び七は雑穀に準用する。
- 五 その他の主要食糧

(一)でん粉

種類	量	目	包装	等級	水分	臭	色澤	調製
甘し 生でん 粉	一貫	一貫	麻袋又 すはかま	一等	以内%	固有色澤	を損じてお	土砂の混入の
				二等	以内%	一等に次ぐ	ないもの	土砂の混入の
麻袋入 一貫	一貫	一貫	麻袋又 すはかま	一等	以内%	固有色澤	を損じてお	土砂の混入の
				二等	以内%	一等に次ぐ	ないもの	土砂の混入の

〔通20〕

生花落

さや 土つ 洗い	三〇疋(八貫)	大豆に同じ
むき 實	六〇疋(一六貫)	大豆に同じ

(二)精雑穀

精	あ	わ	六〇疋(一六貫)	二重俵、複式俵、 一重掛編俵、 す、布袋又は麻袋
精	ひ	え	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ
精	き	び	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ
精	もろ	こし	六〇疋(一六貫)	精あわに同じ

一等	一三%	以内	不實さや、空さや、破さや、 病虫害等による腐敗粒、 混入及砂などなく調製良好のもの
二等	一四%	以内	二等に次ぐもの
三等	一五%	以内	種皮及び種實に損傷なくし な粒、及び種實の質よくし その他の夾雑物の混入及砂 なく調製良好のもの
四等	一六%	以内	二等に次ぐもの
五等	一七%	以内	二等に次ぐもの

〔通54〕

等級及びその規格

等級	水分含量	調製	
一等	四%	以内	夾雑物の混入のないもの
二等	四%	以内	二等に次ぐもの
三等	四%	以内	右に同じ
四等	四%	以内	右に同じ
五等	五%	以内	右に同じ
六等	五%	以内	右に同じ

検査規格の指定

二〇二ノ二四ノ一

検査規格の指定

二〇二ノ二四ノ二

精えん麥 六〇疋(一六貫)  
 精らい麥 六〇疋(一六貫)  
 二重俵、複式俵、  
 一重掛編俵、  
 紙袋、布袋、麻袋又  
 二二三等  
 二四%以内  
 右に同じ

附

- 一 種子用のものは、それぞれの一等又は二等に該當するものであつて異品種の混入なく品種固有の特性をそなへ種子用として適當と認められるもの。
  - 二 一升重量については、食糧事務所長の定めるところによる。
  - 三 北海道産の雑穀の水分含量については、本規格により難い場合は、食糧事務所長の定めるところによる。
  - 四 米穀の附の四、五及び七は雑穀に準用する。
  - 五 その他の主要食糧
- (一)でん粉

等級及びその規格

種類	量目	包装	等級	水分含量	臭	氣	色	澤	その他
甘し よん生 粉	麻袋入四五疋(一三貫)又は七五疋(三〇貫)又は八八・七五疋(三三貫)又は五五・三三(三三貫)又は五五(三三貫)	麻袋又は紙袋又は布袋	一等	四%以内	異臭のないもの	固有の色澤を損じていないもの	純白にして色澤よいもの	〇・三%以内	土砂その他 の夾雑物の 混入割合
			二等	四%以内	やゝ異臭のあるもの	一等に次ぐもの	色澤やゝ不良なもの	〇・七%以内	

〔二四〕

種類	量目	包装	等級	水分含量	臭	氣	色	澤	その他
甘し よん生 粉	麻袋入四五疋(一三貫)又は七五疋(三〇貫)又は八八・七五疋(三三貫)又は五五・三三(三三貫)又は五五(三三貫)	麻袋又は紙袋又は布袋	一等	一・八%以内	異臭のないもの	純白にして色澤よいもの	〇・三%以内	(粒度) 一三〇メツシユ以上	
			二等	一・八%以内	右に同じ	純白にして色澤よいもの	〇・五%以内	一三〇メツシユ以上	
			三等	一・八%以内	やゝ異臭のあるもの	二等に次ぐもの	〇・七%以内	一三〇メツシユ以上	
			四等	一・八%以内	右に同じ	色澤やゝ不良なもの	一・三%以内	一三〇メツシユ以上	
甘し よん並 浮粉	二二・五疋(六貫)	紙袋又は布袋	一等	一・八%以内	異臭のないもの	純白にして色澤よいもの	〇・三%以内	(粒度) 一三〇メツシユ以上	
			二等	一・八%以内	右に同じ	純白にして色澤よいもの	〇・五%以内	一三〇メツシユ以上	
			三等	一・八%以内	やゝ異臭のあるもの	二等に次ぐもの	〇・七%以内	一三〇メツシユ以上	
			四等	一・八%以内	右に同じ	色澤やゝ不良なもの	一・三%以内	一三〇メツシユ以上	
甘し よん摺 ん粉	俵又は八入三疋(八貫)麻袋入五・三五疋(一五貫)紙袋入六・三五疋(一五貫)	俵、紙袋又は麻袋	一等	一・七%以内	異臭のないもの	固有の色澤を損じていないもの	〇・五%以内	(でん粉含有量) 二五%以上	
			二等	一・七%以内	やゝ異臭のあるもの	一等に次ぐもの	一・五%以内	(でん粉含有量) 一五%以上	
甘し よん土 ん粉	麻袋入七疋(二〇貫)又は八入五・三五疋(一五貫)俵入七・五疋(二〇貫)	俵、紙袋又は麻袋	一等	一・八%以内	異臭を感ぜざるもの	固有の色澤を損じていないもの	六%以内	(でん粉含有量) 一五%以上	
			二等	一・八%以内	右に同じ	一等に次ぐもの	一二%以内	(でん粉含有量) 一五%以上	

検査規格の指定

二〇二ノ二五

〔二四〕

検査規格の指定

二〇二ノ二六

馬鈴  
生し  
粉で

三・五五(一三貫)

紙袋又は  
麻袋

一等 七%以内

異臭ない

純白であつて  
損じていない

〇・三%以内

馬鈴  
未し  
粉で

四・五五(一二貫)

紙袋又は  
布袋

二等 一九%以内

右に同じ

損じていない

〇・三%以内

馬鈴  
精し  
粉で

四・五五(一二貫)

紙袋又は  
布袋

二等 一九%以内

右に同じ

損じていない

〇・三%以内

馬鈴  
し  
二番

三・五五(一〇貫)

紙袋又は  
布袋

二等 三%以内

やゝ異臭  
あるもの

損じていない

二%以内

〔通規〕

附

(二) 小麦粉

一、北海道産においては、道外に輸送する馬鈴しよ未粉でん粉、馬鈴しよ精製でん粉及び馬鈴しよ二番粉の包装は二重袋による。  
二、米穀の附の四、五及び七はでん粉に準用する。

〔通規〕

別原料  
種類

粉の  
量目

包装

等級

水分含量

灰分

粒度

色澤

普通粉

二二キロ  
五・八六九貫

紙袋、  
布袋又は  
麻袋

一等 一三%以内

一・〇五%以内

七二メツシユ以上

一等標準品以上

特殊粉

二二キロ  
五・八六七貫

紙袋、  
布袋又は  
麻袋

二等 一三%以内

一・三%以内

七二メツシユ以上

二等標準品以上

特殊粉

四四キロ  
二・七三四貫

紙袋、  
布袋又は  
麻袋

三等 一三%以内

一・三%以内

七二メツシユ以上

三等標準品以上

小内  
地

二二キロ  
五・八六七貫

紙袋、  
布袋又は  
麻袋

一等 一三%以内

〇・七%以内

七二メツシユ以上

右に同じ

特殊粉

四四キロ  
二・七三四貫

紙袋、  
布袋又は  
麻袋

二等 一三%以内

〇・八%以内

七二メツシユ以上

右に同じ

検査規格の指定

二〇二ノ二七